

平成22年 第3回(定例)日出町議会会議録(第2日)

平成22年9月3日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成22年9月3日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 同意第4号 教育委員会委員の任命について

提案理由の説明

日程第2 決算審査報告

議案質疑

日程第3 議案第39号 平成22年度日出町一般会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第40号 平成22年度日出町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第41号 平成22年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第42号 平成22年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第43号 平成22年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第44号 平成22年度日出町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第9 議案第45号 平成22年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第46号 平成22年度日出町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第47号 日出町の山荘の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第12 議案第48号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第49号 字の区域の変更について

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第15 認定第1号 平成21年度日出町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、老人保健

特別会計、日出土地区画整理事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成21年度日出町水道事業会計決算の認定及び利益剰余金の処分について

日程第17 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について

日程第18 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

議案の委員会付託

日程第19 一般質問

散会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

日程第1 同意第4号 教育委員会委員の任命について

提案理由の説明

日程第2 決算審査報告

議案質疑

日程第3 議案第39号 平成22年度日出町一般会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第40号 平成22年度日出町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第41号 平成22年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第42号 平成22年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第43号 平成22年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第44号 平成22年度日出町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第9 議案第45号 平成22年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第10 議案第46号 平成22年度日出町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第47号 日出町的荘の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第48号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第49号 字の区域の変更について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第15 認定第1号 平成21年度日出町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、老人保健特別会計、日出土地区画整理事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成21年度日出町水道事業会計決算の認定及び利益剰余金の処分について
- 日程第17 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について
- 日程第18 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

議案の委員会付託

日程第19 一般質問

散会の宣告

出席議員(16名)

1番	池田 淳子君	2番	藤井 博幸君
3番	工藤 健次君	4番	安部 三郎君
5番	田原 忠一君	6番	森 昭人君
7番	上野 公則君	8番	後藤 佑君
9番	白水 昭義君	10番	佐野 故雄君
11番	佐藤 隆信君	12番	熊谷 健作君
13番	佐藤 二郎君	14番	佐藤 克幸君
15番	笠置 久夫君	16番	城 美津夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 名部 憲文君 次長 井川 功一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 義見君	教育長	石尾 潤治君
会計管理者	塩川 三次君	総務課長	工藤都四男君
財政課長	越智 好君	企画振興課長	吉良 正英君
税務課長	松木俊一郎君	住民課長	酒井 保彦君
福祉対策課長	合田 俊君	健康増進課長	八坂 司君
生活環境課長	小石 英介君	商工観光課長	工藤 要一君
農林水産課長	横山 公敏君	都市建設課長	川西 求一君
上下水道課長	小石 好孝君	農委事務局長	近藤 嘉登君
教育委員会教育総務課長 ...	木付 尚巳君	教育委員会学校教育課長 ...	清家 健志君
生涯学習課長	寺岡 達一君	代表監査委員	阿部 長夫君
監査事務局長	河野 王見君	総務課長補佐	河野 晋一君
財政課長補佐	脇 英訓君		

午前10時02分開議

議長(城 美津夫君) 皆さん、おはようございます。引き続き御苦労に存じます。

開議の宣告

議長(城 美津夫君) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

日程第1 . 同意第4号

提案理由の説明

議長(城 美津夫君) ただいま議案1件が提出されました。日程第1、同意第4号教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） ただいま上程されました同意 1 件につきまして、御説明申し上げます。

同意第 4 号教育委員会委員の任命についてであります。

現在同委員に就任していただいております日出町大字藤原 4 6 7 0 番地 2 8、吉田壽樹氏の任期が平成 2 2 年 9 月 3 0 日で満了となりますことから、後任者として、再度、吉田壽樹氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、御審議を賜りまして、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（城 美津夫君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 . 決算審査報告

議長（城 美津夫君） 日程第 2、決算審査報告を行います。

認定第 1 号平成 2 1 年度日出町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、老人保健特別会計、日出土地区画整理事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに、認定第 2 号平成 2 1 年度日出町水道事業会計決算の認定及び利益剰余金の処分について、審査結果の報告を求めます。代表監査委員、阿部長夫君。

代表監査委員（阿部 長夫君） 皆様おはようございます。日出町一般会計、各特別会計決算及び基金の運用状況の審査の御報告を申し上げます。

平成 2 2 年 7 月 1 日、町長より審査に付されました平成 2 1 年度日出町一般会計並びに国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、老人保健特別会計、日出土地区画整理事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書について、平成 2 2 年 7 月 8 日から 8 月 2 日までの間、監査委員室におきまして、上野公則監査委員とともに審査をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成 2 1 年度一般会計並びに国民健康保険特別会計を始めとする 9 つの特別会計における決算規模の総額は、歳入で 1 5 1 億 8 , 8 5 5 万 1 , 5 6 2 円、歳出では 1 4 9 億 6 , 2 1 8 万 7 , 7 4 5 円となっており、歳入歳出差し引きでは 2 億 2 , 6 3 6 万 3 , 8 1 7 円の黒字決算となっております。前年度に比較しますと、歳入で 3 億 5 , 3 1 2 万 3 , 8 2 2 円、2 . 4 % の増、歳出では 4 億 7 2 3 万 9 , 8 6 2 円、2 . 8 % の増となっております。

次に、普通会計の財政構造についてであります。財政力指数は 0 . 6 1 9、前年度に比べて 0 . 0 3 ポイント減となっております。経常収支比率は 8 9 . 7 % で、前年度に比べて 2 . 8 ポ

イント改善されております。これは人件費及び公債費の減額によるものであります。

また公債費比率は10.3%、公債費負担比率は14.4%、起債制限比率は7.1%、実質公債費比率は12.0%となっており、いずれも改善されています。各指標につきましては、今後ともその意味するところに十分配慮し、健全な財政運営に対処されるよう要望いたしました。

地方債の状況につきましては、平成21年度中の一般会計及び特別会計の町債発行合計額は、11億3,802万6千円となっております。地方債の平成21年度末の現在高合計は、136億1,673万1千円で、前年度に比べて1億7,843万9千円、1.3%の減となっております。多額の町債は、町税等の収入の増加が見込めない状況の中、財政を逼迫させる要因になっていることから、後年度の負担を考慮し、長期的視点に立った、適切な起債管理を要望いたしました。

なお、平成21年度一般会計の起債につきましては、件数11件で、借入額7億5,722万6千円、年利率はいずれも2%以下となっております。

次に、一般会計の決算収支の状況についてであります。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額が1億7,133万6千円となっており、繰越明許費が4,594万7千円あり、実質収支は1億2,538万9千円であります。21年度の実質収支から20年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、1,976万5千円となっております。

なお、平成21年度は、基金積立金として6,097万2千円、繰上償還金70万5千円で、実質単年度収支は、8,144万2千円の黒字決算であります。

財政運営につきましては、収入の執行率は予算現額に対して97.2%、収入率は、調定額に対して94.6%であります。町税の伸びは、前年対比で4.9%減の28億7,412万2千円となっており、歳入全体から見た構成比は、31.7%で、前年度に比べ、4.9ポイント低くなっております。

また歳入の財源内訳としては、町税など自主財源比率は38.4%、国庫支出金など依存財源比率は61.6%となっております。

一方、歳出の性質別構成比率は、人件費、扶助費など義務的経費が46.8%、建設事業など投資的経費12.5%、維持補修費などその他の経費40.7%となっております。

次に、平成21年度一般会計歳入決算は、予算現額93億2,009万2千円に対し、収入済額90億6,207万7千円で、予算現額に対し、2億5,801万5千円の減であります。また調定額95億7,607万4千円に対し、収入未済額は、4億8,171万2千円であり、不納欠損額は、3,343万8千円となっております。

町税の収入状況については、調定額33億4,198万円、収入済額28億7,412万2千円、不納欠損額3,343万8千円、収入未済額4億3,557万4千円で、収入率は86.0%とな

っており、その内訳は現年度分97.2%、滞納繰越分8.6%であります。

今後とも負担の公平の原則から、また自主財源確保のため、収入率の向上により一層の努力と成果を要望いたしました。

次に、一般会計歳出決算につきましては、予算現額93億2,009万2千円に対し、支出済額88億9,074万1千円、不用額は2億6,181万7千円で、執行率95.4%であります。

次に、国民健康保険特別会計を始め、9つの特別会計歳入総額は、61億2,647万5千円、歳出総額は、60億7,144万7千円、歳入歳出差引額5,502万8千円となっております。国民健康保険税、介護保険料等の収入未済額については、未納の実態を常に把握され、町税同様、収入率の向上に一層の工夫と努力をされるよう要望いたしました。

財産のうち、基金につきましては、現在高は21億2,147万4千円で、前年度に比べ、1億4,874万2千円の増額となっております。財政調整基金は9億216万1千円で、前年度に比べ、9,959万7千円の増、減債基金は4億484万3千円で、前年度に比べ、40万6千円の増となっております。今後とも基金の運用に当たりましては、慎重に処置されるよう要望いたしましたところでございます。

以上が平成21年度各会計の決算収支の概要であります。審査に付されました決算諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関連諸帳票及び証憑書類と正確に符合し、適正な決算であることを認めたとところでございます。

なお、各会計の内容詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算書並びに決算審査意見書をご覧いただきたいと存じます。

また地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び経営健全化判断比率の算定の結果、いずれの指標も早期健全化基準以下の数値となっております。

最後に、景気は依然として厳しく、本町においても町税収入の減収等が予想されます。今後ともより効率的、効果的な財政運営に取り組みられることを要望いたしまして、一般会計、特別会計決算審査の御報告といたします。

続きまして、日出町水道事業会計決算審査の御報告を申し上げます。

平成22年6月1日、町長より審査に付されました平成21年度日出町水道事業会計決算につきまして、平成22年6月11日より6月30日の間、監査委員室におきまして、上野公則監査委員とともに審査を行いましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず業務実績であります。給水件数9,567件、給水人口2万5,140人で、前年度に比べ、件数で24件の減、人口で31人の増となっております。年間総配水量は337万5,603立方メートルで、前年度に比べ0.93%増加し、総有収水量は前年度に比べ、2.45%減少して295万1,982立方メートル、有収率は前年度との比較で1.52ポイント減少し、

87.5%であります。

次に執行状況であります。収益的収支では、収益的収入総額3億9,823万6,418円、収益的支出総額3億5,376万4,684円で、収支差引額4,447万1,734円となっております。

次に資本的収支では、資本的収入総額292万5,350円、資本的支出総額1億5,817万9,711円で、収支差引額1億5,525万4,361円の不足となっております。この不足分につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額369万5,406円、現年度分損益勘定留保資金1億3,350万783円、減債積立金1,820万8,172円をもって補てんされております。また経営成績につきましては、総収益は3億7,937万2,018円、総費用では3億3,804万8,239円で、4,132万3,779円の純利益を計上いたしております。

次に、財政状況につきましては、資産総額が40億7,463万771円で、前年度に比べ、固定資産で5,803万8,423円の減少、流動資産で2,224万443円の増加、合計で3,579万7,980円の減少となっております。負債総額は、4,435万221円で、前年度に比べ、7万6,659円の減、資本総額につきましては、40億3,028万550円で、前年度に比べ、3,572万1,321円の減、負債資本の総額では、前年度に比べ、3,579万7,980円の減で、40億7,463万771円となっております。

以上、平成21年度水道事業会計決算の概要であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、会計帳票との照合の結果も符合し、適正な決算であることを認めたとところでございます。

なお、詳細につきましては、お手元の決算書並びに決算審査意見書をご覧くださいと存じます。

最後に、水道料金収入は前年度より減少しており、給水量は節水型機器の普及等により伸び悩みの傾向にあります。また今後の資金需要につきましては、企業債の償還等、多額の資金が必要とされており、経営環境は厳しいものと予想されます。

したがって、今後の事業経営におかれましては、水道事業を取り巻く状況の認識のもと、収納率の向上に努めるとともに、健全経営の維持を基本としながら町民生活の向上に寄与することを要望いたしまして、平成21年度日出町水道事業会計決算審査の御報告といたします。

議長（城 美津夫君） 以上で決算審査の報告を終わります。

議案質疑

日程第1．同意第4号

日程第 3 . 議案第 3 9 号

日程第 4 . 議案第 4 0 号

日程第 5 . 議案第 4 1 号

日程第 6 . 議案第 4 2 号

日程第 7 . 議案第 4 3 号

日程第 8 . 議案第 4 4 号

日程第 9 . 議案第 4 5 号

日程第 1 0 . 議案第 4 6 号

日程第 1 1 . 議案第 4 7 号

日程第 1 2 . 議案第 4 8 号

日程第 1 3 . 議案第 4 9 号

日程第 1 4 . 諮問第 1 号

日程第 1 5 . 認定第 1 号

日程第 1 6 . 認定第 2 号

日程第 1 7 . 報告第 4 号

日程第 1 8 . 報告第 5 号

議長（城 美津夫君） 日程第 1、同意第 4 号教育委員会委員の任命についてから、日程第 1 8、報告第 5 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定についてまでの同意 1 件、議案 1 1 件、諮問 1 件、認定 2 件、報告 2 件を一括上程し、議題とします。

これより議案質疑を行います。

日程第 1、同意第 4 号教育委員会委員の任命についてから、日程第 1 8、報告第 5 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定についてまでの、同意 1 件、議案 1 1 件、諮問 1 件、認定 2 件、報告 2 件について質疑を許します。質疑はありませんか。1 1 番、佐藤隆信君。

議員（1 1 番 佐藤 隆信君） 日本共産党、佐藤隆信です。議案質疑を行います。

はじめに、議案第 4 7 号日出町的山荘の設置及び管理に関する条例の制定について、お聞きします。

日出町は的山荘を文化施設とするのか、それとも観光施設とするのか、どちらなのか。

次に、的山荘を食文化の情報発信に関する事業を行うとあるが、これは料亭とするのかどうか。第 6 条で、的山荘の開園時間を午前 1 0 時から午後 1 0 時までとあるが、これは夜の宴会などもすることにしているのかどうか。

第 1 1 条で、町長は、的山荘の管理を指定管理者に行わせることができるとあるが、指定は入

札をするのか、それは一般入札なのか、指名入札なのか。

次に、指定管理者が一切の維持管理運営を行うのか、また経費の負担は全くしなくてよいのかどうなのか。町は指定管理者に的荘をさせた場合、事業収益はどうなるのか。また使用料はどのようになるのか。また県国の文化財の指定はいつごろになるのか。以上の答弁をお願いします。

次に、認定第1号平成21年度日出町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてお尋ねします。

今国民健康保険は、住民の多くは国保税が高くて大変だと言っています。これは全国的だというふうに思います。特に、国保の加入者は所得の低い人たち、農業、漁業、中小企業、そして年金生活者であります。国保の高くなった大きな原因は、国からの交付金を50%から25%に引き下げたことが最も大きな原因。それと同時に医療費の増額です。

そこでお尋ねします。ここ3年間、国保の実質収支決算を見ますと、19年度が1億1,300万円、20年度が5,100万円、21年度が3,800万円の収支決算では黒字になっています。これは国民健康保険税を引き上げた結果だというふうに思います。

ところが、税収を見ますと、税金の滞納は年々ふえて、決算では収入未済額が2億6,300万円もなっています。今年度の決算でも現年度分で7,200万円の未収金が出ています。そして不納欠損額が3,400万円にもなっています。財政調整基金は1億6,700万円です。現在、国から来る交付金を7%カットされているというふうに思います。徴収率が悪くなれば、ますます国から来る交付金はカットされる率が高くなるというふうにあります。

町長、あなたはこの問題を放置できないというふうに私は思いますが、どういうふうな解決策があるのでしょうか。

また、なぜ国保税がこんなに徴収ができないのか、私は農業の点について試算をしてもらいました。国保で水田を1ヘクタール、1町歩作付する4人家族で、売上高を今の米の単価からすれば約90万円です。90万円から約100万円です。所得を約半分に見て50万円です。国保と介護料金合わせて、年間何と14万8千円にもなります。つまり所得の30%を国保で取られるという状況です。これでは払えないのではないのでしょうか。その辺について、町長の答弁をお願いいたします。

議長（城 美津夫君） 商工観光課長、工藤要一君。

商工観光課長（工藤 要一君） ただいまの佐藤隆信議員さんの議案質疑にお答えいたしたいと思います。

まず1点目の御質問の、的荘を今回指定管理者制度を導入して指定管理を行わせることにつきまして、文化施設であるのか、観光施設であるのかということですが、私ども商工観光課といたしましては、文化財施設の利活用ということで、観光施設の部分の要素が大きくなる

んじゃないかなというふうに思っております。

御存じのように、指定管理者につきましては、すべてが指定管理者で維持管理をしていただくということで、委託料等につきましても、すべて指定管理者の独立採算制を目指すということにしております。ですから、指定管理者につきましては、維持管理費についても指定管理者のほうで支払いをするということになります。日出町への納付金につきましては、別途協議したいということで今検討中でございます。

それから、営業時間でございますが、朝の10時から夜の10時までというふうにしておりますが、基本的に今私どもが指定管理者を募集する際の業務の範囲といたしまして、趣のある和食店を中心に、指定管理者を募集したいというふうに思いますが、公募を受けるわけでございますので、どういった提案が来るかわかりませんが、あそこを資料館的に使いたいというところもあるかもしれませんが、一応基本的には趣のある和食店を中心に指定管理者を募集したいというふうに思っているところでございます。

選定の方法につきましては、これは指定管理者の条例に基づきまして、私のほうでありますが、一応募集を受けまして、それから選定委員会なるものを設定いたしまして、そこで採点、あるいは審議をしまして、それからプレゼンテーションを受けまして、それから最終的には議会の承認が必要でございますので、選定候補が決まりましたら議会のほうに、皆さんの審議をいただいて決定したいというふうに思っております。

大体以上でございます。もし漏れた部分があれば、また再度御答弁申し上げたいというふうに思います。以上でございます。(発言する者あり)先ほど申しましたように、食文化の分につきましては、先ほど言いましたように指定管理者の業務の範囲の中で、趣のある和食店を中心にとということでございますので、そういった提案を受けたいというふうに思っているところでございます。

議長(城 美津夫君) 生涯学習課長、寺岡達一君。

生涯学習課長(寺岡 達一君) ただいま商工観光課長からお話がありました。うちは生涯学習、文化財保護という立場でお話をしたいというふうに思っております。

的山荘は御存じのように町指定の文化財施設でございます。これは庭園と家屋 館ですね。これ両方とも指定を、町指定をしております。ゆえにこの部分については文化財として今後も守っていききたいというふうに考えておりますが、利活用という部分、これはやはり観光の起爆剤として利活用していくと。県でも何度も打ち合わせをしましたがけれども、もともとその建物、文化財の持っている用途、これを本来の姿に戻すことについては、それが一番ベターであるということでお話も伺っておりますので、これについては守りつつ、その中で観光の起爆剤として利用できたらということで、商工観光課とも協議を今後もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（城 美津夫君） 税務課長、松木俊一郎君。

税務課長（松木俊一郎君） 佐藤隆信議員さんにお答えいたします。

国民健康保険税の21年度決算で、不納欠損等のお話がありましたので御説明申し上げます。

国民健康保険税は現年度と滞納繰越分を合わせた調定額が8億8,482万1,453円となっております。収入済額が5億8,757万5,197円ということになっております。収納率が66.41%と低くなっております。不納欠損額は3,409万391円と、議員さんが御指摘のとおりであります。収入未済額も2億6,379万3,165円となっております。

国民健康保険税は議員さん御承知のように、相互扶助の精神に基づいて、保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関し、必要な保険給付を行う財源であります。その財源確保のために適正に賦課、公平に徴収することが求められておりますが、21年度決算の数字では、収入済額が前年度に比べまして4.92%の減、収納率も前年度を2.18%下回りました。

この滞納額の増加の原因といたしましては、滞納者の新規発生が滞納整理を上回って発生するためであり、バブル崩壊以後、今日まで続く不況などにより、長期滞納の固定化の要因があると考えられております。納税者を取り巻く状況は厳しいものがありますが、今後より一層滞納整理を努力するとともに、不納欠損をできる限り減らすため、滞納している人と接触を重ねることが重要だと考えております。それで納税指導や納税相談を務めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、義務を果たす多くの納税者に不公平感を持たれないように、税の公平性をさらに認識し、収納率の向上に努め、税収財源を確保し、健全運営に努力していきたいと思っております。今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

議長（城 美津夫君） 生涯学習課長、寺岡達一君。

生涯学習課長（寺岡 達一君） 佐藤隆信議員の御質問の中で一つ抜けておりました。答弁の中で一つ抜けておりました。県指定、国指定等いつまでかかるのかというその流れをお尋ねされたと思います。これについては、県とも何度も協議をいたしておりますが、まずいろんなロケーションから今までのお庭、館、これらの完全なる測量等の図面引き、それらを全部完成させて県のほうに提出すると。県を通じて国のほうにも提出するというので、まず県指定、これを受けるためには、まず報告書、それらをきちんとルールに従って出さねばならないということで、近々各大学の先生方、いろんな文化庁のお役人さん、そういう方たちに集まっただきまして委員会を立ち上げます。その委員会の中でいろんな部分についてアドバイスをいただきながら行っていくと。一応県とも協議したんですけれども、うまくその中に乗って行って県のほうで推進していただくということであれば、最低でも3年から5年、これは通常の国の指定の文化財まで行くということになると、そのぐらいの日程は十分かかるということで、県のほうから報告を受けて

おります。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君、議案質疑でございますので、一般質問の範囲に入らないようお願いいたします。

健康増進課長、八坂司君。

健康増進課長（八坂 司君） 佐藤隆信議員の御質問にお答えいたします。

国保会計ですが、過去3年間、実質収支が黒字となっておるということでございます。21年度は3,830万円、22年度に繰り越しております。この繰り越しておる金額、3,830万円につきましては、純利益として繰り越しているわけではなく、このうち国の償還、税の還付等に充てております。そして、22年度の当初の予算を組むときも、基金から5千万円ほど取り崩しております。

ですから、これは純利益で財政が楽になったとかいうそういうものではなく、この3,830万円につきましても、22年度の9月の今回の補正で、収入に入れて歳入しております、厳しい財政を今行っているところでございます。

以上であります。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 商工観光課と生涯学習課には少しの意見の違いがあるんじゃないかというふうに思うんですよ。文化施設として扱うのか、それとも観光施設、商工観光課の課長は、指定管理者制度にした場合には、その人の趣でどうでも決まるというふうに私は聞こえたんですが。だから、私がここで質問している「午前10時から午後10時まで料亭などというふうな形で使用することもあるのか」と聞いたのは、その点なんですよ。本当にそういうことができるのか、文化施設として登録され、認定されたときに、そういうことが本当にできるのかどうなのかが私は最も心配で、できなくなるんじゃないかというふうに思います。

それと指定管理者がしたときに、町はこれに対する指定管理者にあげたら独立採算制にするというふうにあったんですが、その町としての、それに対する例えば使用料とかそういうものについては今後の問題だと、まだ検討中だと言っているんですが、やはりそれを事前に決めるべきではないかというふうに思います。

それと、的山荘購入のときに町が出した試算計算は、要するに入場料を幾ら取って幾らになるとか、補助金がどれだけ来てどれくらいになるというふうな試算計算を山的山荘を買うということを出されたんですが、この場合、そういうことはどういうふうになるのか。

例えば、22年度の当初予算でも維持管理費は470万円組まれています。そういう問題は今後どうなるのか、その辺をやはりきちっと明らかにしないと、この指定管理者制度はどこまでど

ういうふうに具体的になるのかというわからないので、その辺をもう1回答弁をしてもらいたいと思います。

それと健康保険税の問題は、私はなぜこれを取り上げたかという、健康保険税に入っている人は、先ほども課長の答弁もあったように、退職すれば結局みんな国民健康保険に加入するわけです。要するに年金生活者が入ってくると。ますますこれはふえてくる。そして、先ほど言った一つの農業の例を申しましたが、要するに所得の20%、30%を国保に払うということになれば、とてもじゃないが払えないという人がたくさん今後とも農業所得がどんどん減る一方の中で、払えないというふうになるんで……

議長（城 美津夫君） 佐藤議員、議案質疑でございますので、意見は言わないでください。

議員（11番 佐藤 隆信君） いや、これは議案質疑ですよ。

議長（城 美津夫君） 質疑だけでお願いします。

議員（11番 佐藤 隆信君） だから……

議長（城 美津夫君） そういう形にするんならとめます。

議員（11番 佐藤 隆信君） なし。議案質疑じゃないですか。議案に対する、予算に対する質問だから。

議長（城 美津夫君） 自己の意見を述べると一般質問となりますので。

議員（11番 佐藤 隆信君） 予算に対する質問なんだから。だからそうするとますます滞納がふえるばかり。この滞納整理をどうするのかというのは私は3つの点があると思うんですよ。

一つは徴収率を上げるのか。（発言する者あり）

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信議員をとめます。

議員（11番 佐藤 隆信君） じゃあ、徴収率をどうするのか、その徴収率を上げるには大変だと思います。（発言する者あり）

議長（城 美津夫君） 議案質疑でございますので、一般質問でお願いします。

議員（11番 佐藤 隆信君） 一般質問じゃないですよ。

議長（城 美津夫君） 一般質問でございます。

議員（11番 佐藤 隆信君） この徴収に対する質問だから、なぜ一般質問ですか。

議長（城 美津夫君） 一般質問です。

議員（11番 佐藤 隆信君） 徴収の仕方に対することがなぜ一般質問になるんですか。

議長（城 美津夫君） 議案質疑でお願いします。

議員（11番 佐藤 隆信君） いや、議案に出てくるこの徴収の問題について質問をしているんだから、何で議案質疑ではないんですか。ただ数字を聞くだけだったら、それはここで質問することはないんですよ。担当課に行って聞けばいいんですよ。

議長（城 美津夫君） 担当課に聞くのは結構ですけども、自分の意見を言わずに、どういうことになってるかということの質問でございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう形でお願いします。

議員（11番 佐藤 隆信君） だから、その徴収率をどう上げるのかと。

議長（城 美津夫君） それで結構だと思いますよ。

議員（11番 佐藤 隆信君） そして、医療費を見えますと、医療費に対して、この医療費をどうするのかということと、これだけ徴収率が悪くなったのは、多分所得の低い人たちが多く入ってるんじゃないか、そういうところをどう考えるのか。（「そこが一般質問や」と呼ぶ者あり）この3つについて、ぜひお聞きしたい。一般質問じゃないっちゃ。数字だけ聞くんだったら質問することは何もない。

議長（城 美津夫君） 答弁される方ありますか。商工観光課長、工藤要一君。議案質疑の中で、範囲で答えてください。

商工観光課長（工藤 要一君） 佐藤隆信議員の議案質疑にお答えいたします。

先ほど質問されました的山荘の指定管理者につきましては、独立採算制を私は目指すということとは言いましたけども、それにつきましては、趣のある和食店だけの提案ではございません。募集だけではございません。的山荘周辺の活性化を図ることとか、的山荘の利用許可、使用許可等についても指定管理者にお願いするというふうになっております。

したがって、私どもは当初計画しておりましたいろんなイベントを組んで使用料をいただくという部分につきましても、指定管理者の裁量でやっていただくということになりますので、御理解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 生涯学習課長、寺岡達一君。

生涯学習課長（寺岡 達一君） 佐藤隆信議員の御質問、営業に使えるのか、10時から10時までの利用はできるのかということでございました。先ほども申しましたように、県とも十分協議しております。そのもの文化財が持つ本来の用途、ここは料亭でございましたから、その料亭として使用することに関しては、むしろ本来の用途を守っていくということで、その辺については何も問題はないということで、県とも打ち合わせをしておりますので申し伝えます。

議長（城 美津夫君） 税務課長、松木俊一郎君。

税務課長（松木俊一郎君） 佐藤議員さんにお答えいたします。

収納対策について御質問がありましたので、回答したいと思います。収納対策の基本事項として、新規滞納者を発生させない取り組みということで納付折衝の早期対応と強化と、納付窓口の拡大等を考えております。

それから収納率の向上強化ということで、収納対策、納期内納入促進対策、それから滞納累積額の抑制対策ということで強化を図っていきたいというふうに思っております。

次に、組織体制の整備と強化ということで、関係機関との連携強化、県の協力のもとに県と一緒に収納対策も取り組んでいきたいというふうに思っております。それから賦課徴収の適正化。次に、専門性を持った人材の育成、それから職員の意識改革の必要性があるかというふうに思っております。

以上であります。

議長（城 美津夫君） 健康増進課長、八坂司君。

健康増進課長（八坂 司君） 国保の医療費が高くなるのはどうするのかという対策でございますが、特定検診及びがん検診の受診率アップに努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 的山荘の問題は料亭に使っても県は差し支えないというふうにあったそうですが、もしそうなれば地域の料亭とのかかわりが出てくるんじゃないかというふうには私は見ます。

それと健康保険ですが、収納率をこれまで何回も上げる努力はしたと思います。でも、毎年、毎年見てみると、収納率は上がらないと。だから、それだけ追い求めても私はなかなかこの収納率を解決することは難しいんじゃないかというふうに思うんですよ。だから何らかの方法、新しい対策、例えばもう払えない人に対する国保料の引き下げとかいうことも考えないと。収納率の対策をしても毎年、このデータを見ても収納率は悪くなるばかり。悪くなれば、国からの支援金も減るばかりというんでは、そして滞納がふえれば、要するに5年たてば、それをチャラにすることが繰り返されているわけですよ。

だからこういう問題を根本的に変えるように、町長、最後ですが、町長はどういうふうな対策を立てているのか。ぜひ聞きたいと思います。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） それでは、佐藤隆信議員の議案質疑ということで御質問お答えしたいと思います。

私どもは、一般地方行政は、やっぱり現行に、法律に定める制度の中で精いっぱい努力をさせていただきたいと思います。やはり、この制度が若干どうだという論議になりますと、大変難しい問題になるわけでありまして。今まさに国は、いろんな形で25年4月を目指して、こういうこの健康保険の問題についての検討を重ねておるわけでありまして。

後期高齢者の問題、あるいは介護いろいろ含めた制度の検討がなされておりますが、私どもと

いたしましては現行法制度のもとで精いっぱい努力させていただいて、今各担当課長が申しあげましたように、現行の許される範囲内で、町職員として最大限の努力をさせていただくと、こういふことで御理解をいただきたいと思ひます。

議員（11番 佐藤 隆信君） じゃ、終わります。

議長（城 美津夫君） 質疑はありませんか。14番、佐藤克幸君。

議員（14番 佐藤 克幸君） 議案第39号平成22年度日出町一般会計補正予算（第2号）の40ページ、教育費の体育施設管理費、工事請負費金額270万円について、これについて何をどういふふうにしたのか、お聞きをしたいと思います。

議長（城 美津夫君） 答弁者、だれですか。生涯学習課長、寺岡達一君。

生涯学習課長（寺岡 達一君） 佐藤克幸議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在日出町の中でいきますと、グラウンドとかそういうものについて大変不足しております。そして特に近年少しずつ部員もふえて頑張っていこうというアーチェリーの競技、この練習場が全く日出町にはありません。県下でもほとんどない状態で、今うちのアーチェリーの部員の方たちは、別府の実相寺の弓道ですね。弓道の遠的場の中に併設されたアーチェリー場、これはかなり短いんですが、60メートルと。大体90と70いるということでお伺いしておりますので、これも短いんですけども、そちらのほうに行って県体練習等を行っているという状態で、大変不便であるという御指摘も受けておりました。

そして、かなり100メートル以上欲しいなということで、いろんなグラウンドを探しておりました。第1は町有地でございます。町有地の中であるのが一番適当ではないかと。弓道場との併設ということも考えまして、両団体にも確認をしていたところでございますけれども、やはりアーチェリーのフィールド競技、アーチェリーは屋外でやる競技でございますので、屋根があったらいかんとかいろいろ制限がございます。

そういう部分についていろいろ探した結果、川崎の尖りのほうに、喜和屋運輸さんの今現在全く使われてないかなり広い空き地がございました。そこはフェンスもつけてちゃんと管理していると、そういうところに、できればアーチェリー場、そしてアーチェリーは一年中ずっと使うわけではございませんので、いろんな町長もきのう提案理由説明の中にお話をされておりましたように、多目的グラウンドということでゲートボール、少年野球、いろんなものもあわせて使えるのではなからうかという部分を含めて、特に日出港の跡地あたり、いつまで使えるかわかりませんが、やはり狭いところで短期間ということもかわいそうですので、そういうものを含めてできれば整備をしていきたいと。

とにかく射場 射的場ですね、それをつくりながら、後はそれは移動するもので代用はできるようですから、後はいろんな近所のお年寄りのグラウンドゴルフとか、そういうものについて

若干の整備をしてお使い願いたいということで、今回補正予算に上げさせていただきました。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 14番、佐藤克幸君。

議員（14番 佐藤 克幸君） 大変いい話のようにあります。しかし、まず日出町でかつて個人の土地で、こういう施設をつくった例もありません。それから既に着工してますね、課長。事前着工というか、予算が認められてないのにもう予算執行している。これは議会を無視したことで、大変遺憾に思います。それから（発言する者あり）そうでしょ。これ、町のトラクターが入ってますよ。草切ってますよ。（発言する者あり）ね、やってるでしょ。（「いや、あれは」と呼ぶ者あり）これ、よその土地。（発言する者あり）

これは僕が20年間議員をやってきて、町有地以外で施設をつくるのに、議会の許可もせずくに事前着工するような形式がなかったの、ここら辺はどうですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（城 美津夫君） 生涯学習課長、寺岡達一君。

生涯学習課長（寺岡 達一君） ただいまの佐藤克幸議員の御質問にお答えしたいと思います。

今まで確かに町有地で賄えるものについては、ほとんど町有地。そして、いろんな不便さがあったけれども、町有地以外についてはグラウンドとして使用してなかったと。ただ、もうかなり飽和状態で、特に蛇足になりますが、川崎の平原グラウンドあたり、これもいろんな団体が使わせてくれということで出ております。ただ、あそこはずっと野球場として持ってきた部分でありますし……（発言する者あり）はい、はい。済みません、わかりました。

今佐藤議員の言われた部分については、うちのほうではまだ着工というんですか、それはやってないと思います。（発言する者あり）いやいや、それは……（「町のトラクターで穴掘りよる」と呼ぶ者あり）え、町のトラクター。（発言する者あり）事前着工と言われますけれども、その前に二階堂さんがお願いしているところの会社が、中をずっと草刈りをずっとやっていかれておりました。だから、その関係の中でいくと、予算の部分については一切まだそういうものをしておりません。ただ、お約束として二階堂さんとうちのほうで草刈りはやりますよということはもちろん言って、それはお約束ですので、余り伸び放題の部分については、うちのほうでやると。（発言する者あり）

以上です。（「町長、答弁して」と呼ぶ者あり）

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） それでは答えさせていただきます。

これ事前着工かと、ちょっと私も事情がわかりませんので、直接調べてまた議会の中でお答え申し上げたいと思いますが、私が推定する限り、大分お借りすることについて折衝した経過があ

るようであります。それと、二階堂さんも好意的に貸す以上は荒れたままでということではなくて、若干整地して町に渡そうというお気持ちがあるのかどうか。

ただ、この予算の中の200何十万円を使って、いろいろやっているという実態はないんじゃないかと、そういうふうには思っていますが、せっかくのお話でございます、確認をさせていただきたい。今ここでちょっとお答えができませんので、あしからず御了承いただきたい。

議長（城 美津夫君） 14番、佐藤克幸君。

議員（14番 佐藤 克幸君） 一般質問でないから、いろいろ尋ねませんが、予算常任委員会でしっかり審議をしたいと思えます。

それから、町のグラウンドの中でできるもの、できない理由はないと思えます。他人の土地を町が借りてするのちょっと議会として、僕としてはちょっと考えます。

以上です。

議長（城 美津夫君） ほかに質疑はありませんか。12番、熊谷健作君。

議員（12番 熊谷 健作君） 12番、熊谷です。せっかくですので、ちょっと議案質疑をさせていただきます。というのは、私が後で一般質問することの中の一つのことなんですが、ちょっと一般質問でこれまた聞きますと時間かかりますんで、補正予算で上がっておりますんでお聞きしたいと思います。

議案第39号一般会計補正予算（第2号）でございますが、その23ページ、児童相談員の報酬ということで2万6千円ほど増額が今回出ておりますが、この前課長にもちょっとお聞きしたんですが、いまいよくわかりませんでしたので、この増額の理由と。

それと、この児童相談員の方がいつから日出町にいらっしゃって、どういう資格を持たれて、今どういう仕事をされているかということをお聞きしたいと思います。簡潔にお答えをお願いしたいと思います。（「さっと答弁せんと」と呼ぶ者あり）

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 熊谷議員さんの議案質疑に対してお答えいたします。

児童相談員、補正予算のページ、23ページですね。児童相談員報酬2万6千円ということでございますが、これは児童相談員の報酬を4月から若干上げましたので、当初予算で確保できなかった分を補正でふやしたということでございます。

それから児童相談員ですが、児童相談員は平成17年度から児童福祉法が改正されて、今までが児童相談所のほうで児童相談の受付をしていましたが、市町村のほうでも受け付けるということになりましたので、その後平成18年度だと思えますが、児童相談員ということで非常勤職員を1名採用しております。

資格は学校の教育、要するに学校の先生とか保育士とか、それからそういう専門の方であるん

ですけど、特にこれという児童相談員の資格についてはありませんが、そういう業務に携わった方ということになっております。以前は学校の先生または保育士をした方がされていましたが、今現在は、県のほうでそういう福祉関係の仕事をした方を今非常勤として雇用しております。

以上です。（「業務内容」と呼ぶ者あり）業務内容は、それぞれの家庭の問題のある家庭について相談を受けますが、その相談の後にそれぞれの個別の継続的な支援をしています。月に見回りをするとか、それぞれの家庭に訪問に行くとか、そういうことをしています。

以上です。

議員（12番 熊谷 健作君） どうもありがとうございました。

議長（城 美津夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） なければ、これで質疑を終わります。

議案の委員会付託

議長（城 美津夫君） ただいままでに議案となっております議案第39号についてから認定第2号についてまでの議案11件、認定2件をお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案11件、認定2件をそれぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会に付託することに決定しました。

日程第19．一般質問

議長（城 美津夫君） 日程第19、一般質問を行います。

順次質問を許します。11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 11番、日本共産党、佐藤隆信です。一般質問を行います。

はじめに豊岡地区国道10号線沿いに設置されようとしているポートピア 場外舟券売り場について質問いたします。

平成18年、南端地区に設置しようとしたが強い住民の反対に遭い、設置はできませんでした。これは大分県でも、この問題について多分1カ所として設置されているところはないのではないかというふうに思います。

このような施設設置について、常に地区の住民が2分するような運動が起きます。現在豊岡地区では起きています。この件について2月の議会で私は質問しました。町長の答弁は「私はじっくり状況を拝見し、その中で地域の皆さん方の意向が大半どうということであるか見定めて、町の

方向を見定める」と回答しました。

私はこういうギャンブルの施設について、まず町長の基本的な考え、認識を聞きたいと思います。

再質問は質問席で行います。

議長（城 美津夫君） 商工観光課長、工藤要一君。

商工観光課長（工藤 要一君） ただいまの佐藤隆信議員の御質問でございますが、このギャンブル施設につきまして、町長の認識についての御質問がございました。町長の認識含めまして、町の私ども考え……

議員（11番 佐藤 隆信君） 町長の認識をあなたが言ってどうするんですか。（笑声）私が言っている質問は、まず最初に町長のこれに対する意識と認識を聞いたのに、あんたが答弁にたってどうするんか。

商工観光課長（工藤 要一君） 一般的な町の考えをちょっと……

議員（11番 佐藤 隆信君） そんな一般論じゃねえっちゃ。町長の認識を聞きよるんじゃなえか。

商工観光課長（工藤 要一君） はい、わかりました。

議員（11番 佐藤 隆信君） あなたがたって、どうするんか。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） あえて町長ということですので、お答え申し上げたいと思います。

ポートピアにかかわって、私から発言させていただきますが、戦後、公営競技は順調に発展してきて、もう既に歴史としては随分長い経過があるわけでありまして、その公営企業と公営競技というものについては、皆さん御案内のように中央競馬があったり、あるいは地方競馬があったり、あるいは競輪があったり、オートレースがあったり、競艇があったりと、こういうことあります。

そういう中での公営競技としての競艇のことだと、そういうふうに思っておりますが、これは一番新しく競馬等々言いますと23年ぐらいから始まっていると思っておりますが、26年ぐらいからモータボードについての法律が制定をされておまして、その制定の目的は法律に基づき中央財政への寄与、関連産業の振興等、公益的な事業の推進を目的として公共団体等が行う競技と、こういうことで法律に認められておるわけでありまして。

そういう中で、競艇から公営競技という中で具体的にボートを走らせておるような競技場も、これは自治体の経営として既に多くのとこでなされておるわけでありまして、競艇場から離れた地域の人たちにも、身近にレースを楽しんでもらうと、そういう施設あるいはレースのおもしろさであるとか、町のそこで物産を売ったり観光をするということでもありますから、この産業と結

びついて、このレジャー施設としてのウエートを持った施設としても行われているというふうに私は理解をいたしております。

そのことをもって、競艇における場外舟券売り場を称して「ポートピア」というような言い方をしまして、それは名分の規定といたしますが、公表されている各種資料の中に娯楽性、利便性の高いレジャー施設と、こういう位置づけがされていると、そういうふうに私は思っております。

今ギャンブルというふうに一口でお話がありましたけども、余りギャンブル、ギャンブルということについては適切ではないのではないかと、そういうふうに私は思っております。

この設置の効果であります。どういうことをねらったかということについてであります。一つは地元への効果ということで、地域の活性化であるとか、あるいは雇用機会の充実であるとか、商業の活性化であるとか環境の整備とか、そういう地元に対するいろんな還元措置、優遇措置が行われるわけであります。

また、私ども地方自治体にとりましても環境整備費の交付金ということで、全体的には運営費の75%は皆さんにお返りするわけですが、その25%の管理運営の中の1%が町に交付されると、こういうことになっておりますので、そういう意味からしましても町としては地元の皆さん方の同意がなされれば、私は町としてどういうふうに考えるかということをお願いしたい。

そして、私どもがどういうふうにあると、地元の皆さん方、特に自治会、区長会、町内会と、こういう位置づけがあって、そこで同意がなされたら、町にこういうことについてどうだという考え方が来るわけであります。手順としては、地元の皆さん方の話し合いということが前提になっておるという観点からしますと、私は今までも従前どおり一部については白紙でとか、あるいは一部については私はこうですとかいろんなことを申し上げましたが、今回の事案については、施工者といいますか事業を実施される方、あるいは推進される方等について、ある程度明確になっております。

そして、土地についても位置といたしますが、そういうものもある程度明確になっていると。そういうことを踏まえてみますと、やはり町がこれは悪いというふうに言い切るものではなくて、私は企業の誘致的な考え方で町としては対処したいということで、私どもはそういう企業担当をしております町の商工観光課を窓口として対処してほしいということで、町内の統一的なコンセンサスをとっておるわけであります。

いろいろな準備段階があるようであります。基礎調査であるとか、事業の計画の策定であるとか、あるいは地元の調整であるとか、あるいは警察等の話し合いとか。例えばいろいろ課題があれば、場外券場運営審議会というような会も開かれるというようなことにもなって、いろんな段階を経て、最後は国土交通省において許可をします。これは許可行為であります。

そういう意味から私どもは、皆さん方の地元の御意向について十分私どもがどうこうと申し上げ

げるよりも、施工者と地元の皆さん方のお話し合いを優先して行ってみてくださいと、こういうふうに申し上げておる。

認識としては、私は以上のような理解、考え方をもって、法律を読み、あるいは他の地区で行われている競技の状況もいろいろと調べて、そういうふうに理解をしていると、こういうことであります。

以上であります。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 町長の認識はわかりました。こういう施設は、はっきり言えば悪いものではないと。企業誘致のようなものだというふうに思っているというふうに私は聞きました。

でも大分県どこに行っても、この問題は誘致をされてない。それはいろいろな問題があるから、どの自治体に行っても私は誘致をされてないというふうに思います。

そして、豊岡のこの地区で 西の二の地区ですが、その地区でこの問題を諮り、その結果どうなったか、町長のほうに区長さんなりが連絡あったのではないのでしょうか。その辺について聞きたいと思います。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 賛成をされる方、あるいはまた反対をされる方と、こういうことが現実の問題としてっております。私のほうにあったというよりは、担当の区長さんにぜひお会いしたいということで、おいでいただいたことが2回ございます。賛成派の方々もありますが、これはぜひお会いしたいということで何回かお会いしたと、そういうことであります。

そういう意味からすると、確かにお会いはいたしております。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） そのお会いになったときに、地元の区長や関係者は町長に、地元としてこの誘致に対して同意をしたというふうになったのか。同意をしなかったというふうになったのか、その辺についてお聞きします。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 私がお会いしたのは、この問題が起こってから約半年ぐらいたってというふうに思っております。私がお会いしたのは1地区で、賛成あり、反対ありということで混乱をして、お互いに相手を誹謗中傷し合うということは好ましくないと、そういう判断をいたしました。ぜひ、ひとつ賛成であろうと反対であろうと、お話し合いをして統一的な考え方をまとめたいかがですかと、こういうふうに申し上げております。

その中に、具体的にになりますので避けたいと思いますが、一応決まったというふうなお話も承

りましたが、私は詳しくお話を承ると、ああ本当に決まったようであるけれども本当に決まったのかなというふうな気持ちも持っています。

なぜかと言うと、総会を開いたということになっておられるようでありますが、その何対何ぼで何人して、過半数が幾らでどういうふうかと一般論からすると、ややいかがか若干疑問が残るような向きもあるということを申し上げて、一度双方でお話し合いをされたらいかがでしょうかと。そして意識統一をされたらいかがです。仮に意識統一ができなくても、賛成であっても、あるいは反対であっても、もう一度お話し合いをしていただくほうがよりいいんじゃないでしょうかと、こういうふうになった。

私については口頭で、ある程度お話は聞いているんでありますが、何時何分に総会が開かれて、通常の総会が段階的に定数が決まり出席議員が有効に成立して、そこでどういう議論をされて、そしてどういう採決がされて、いろんなことを考えてみると、若干それぞれの皆さん方ルールがあるようにありますので、私はそういうルールが本当にいいんですかというふうにしたら、これは自分たちが考えたルールだからと、こういうことで何回もお話をいただいた。これはちょっと行きつ戻りつというような状況ではないかなと、そういうふうに思っております。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 地元の臨時総会は2月28日に開かれています。その臨時総会で私もこの文書を当初見たときに、何でこんな臨時総会になるのかなと思ったら、これは大体農協がやっている臨時総会ですよ。農協が合併のときにこういうふうなやり方をやりました。これとほぼ同じような臨時総会。でも、これはその地区で……（「農協関係なえじゃないか」と呼ぶ者あり）

それはこの地区で決めたことだから、それはいいと思います、この地区で決めたんだから、臨時総会は。だからその結果、臨時総会の結果が結局同意はしないというふうになったんで、役場のほうに区長さんが同意をしないようになったというふうに来てきたと、伝えたと、課長さんに伝えたとなっています、3月1日。

そして、町長は私の質問の中で、地域の人意向に沿うというふうに答弁しています。地域の人意向は、この臨時総会からすれば、そこに設置しては困るというのが地域の人意向だと。でも町長は、こういうやり方はおかしいというんだったら、どういうやり方をして地域の人がするかしないかを決めたときに町長は同意をするんですか、判断をするんですか。そのことをちょっと聞かせてもらいたい。（「議長、議長。農協の件は隆信議員に訂正していただきたい」と呼ぶ者あり）

議長（城 美津夫君） じゃあ先に訂正お願いします。

議員（11番 佐藤 隆信君） はい、訂正してください。（「自分で訂正せんと」と呼ぶ者あり）

り)じゃあ訂正します。(「ちゃんと席に座って」と呼ぶ者あり)「農協の総会とほぼ同じ」と言ったのは、じゃあ訂正します。(「はい、どうも」と呼ぶ者あり)

議長(城 美津夫君) 町長、工藤義見君。

町長(工藤 義見君) それでは私の考える会についてであります。総会通知が発せられて、そして総会には過半数以上の出席があると。そして過半数以上の出席の中で、また過半数以上の同意があると。こういうふうにあるいは反対があると、こういうことで私は決まるんだらうと、こういうふうに思っております。

私が聞いておりますのは、賛成が25 ちょっと間違ったら大変申しわけありません。25ぐらいあったと、反対が32ぐらいあったと。区の戸数については120数戸あると。こういうことありますので、そして委任状が何通あったと、こういうふうにお聞きしております。

したがって、委任状の意味はいかがなんでしょうかと。それは総会成立要件ではないですかと。やっぱり賛成とか反対とかいう立場で委任状が書かれているんですかと、こういうことも申し上げたわけであります。

そういう意味からすると、私はやはり委任状については賛成の委任状とか、あるいは反対の委任状とかいうのが、これは極めて重要な事項でありますので、そういうことをなさるのが一般的な考え方ではないかと、そういうふうに私は何回も申し上げたんですが。

これは地区の皆さん等で話し合っ、て、こういうふうの評決するふうに決めたんだと、そういうふうにお話がありましたが、私の一般的ルール論からしますと、ちょっと違うんじゃないんじやろうかなというイメージというか感覚を持って接触したということであります。

以上であります。

議長(城 美津夫君) 11番、佐藤隆信君。

議員(11番 佐藤 隆信君) 私はなぜこれを強く言うかということ、このポートピアは地域の住民と特に町長の同意が必要なんですよ、これは。だから町長の同意で、できるかできないか、ほぼ決まるんですよ。だから、そういうときに町長、どういうときにこの問題を同意をするのかと、しないのかということをおはきちっと聞きたかったわけですよ。そして、地区はこういう臨時総会を開いて、地区なりの決めごとを決めて、これは同意しないとなつたにもかかわらず、町長はこれでは納得ができないと多分言うことだらうと思います。

だから、本当に町長が同意するかしないか決めないのは、地区がもう一度総会なり開いて、本当に過半数の人が出席をし、過半数の人が反対すれば、要するに同意するかしないかを決めるということに、私は町長は考えているんじゃないかというふうに思います。だから、地域の人がその点についてどうするかを決めることだらうというふうに思います。

私は本来、日出町が環境のよい、本当に住民が多くの人々が住み着くという問題のところ、こ

ういうこのポートピアの建設の要件から見ましても、いろいろな警察の問題とか交通の問題とか暴力団の問題とか、いろいろ出ています。こういうものを普通の企業の誘致とは私は違うというふうに思います。

だから日出町のような環境のよい、こういう住みやすい町にこういう施設をつくることには反対をいたします。

次に、日出港沖の土砂の荷揚げについて質問いたします。

他県からの土砂を、また日出の漁港のすぐ先にあるあの埋め立て地、荷揚げ場に揚げようというふうに県から通知があったそうです。県は町に対して、どういうふうなことを言ってきているのか。

これは今から多分3年ぐらい前に日出漁港内に揚げようとして、住民の反対また議会もそういう方向だったと思います。そして揚げないようになりました。それがまた問題が提起された。県は町に対してどういうふうと言ってきているのかと。町はこの土砂の荷揚げに対して、どういう認識を持っているのか。

また関係住民に県、町の意向を話したのか。仮に町が土砂の荷揚げを同意したときは、土砂の出所、土砂の検査など、町がするのかどうなのか。それにかかる予算は町が出すのかどうなのか。

以上について答弁をお願いします。

議長（城 美津夫君） 生活環境課長、小石英介君。

生活環境課長（小石 英介君） 佐藤隆信議員の質問、日出港沖の荷揚げ場に他県からの土砂をまた再度荷揚げしようとしているというが、町の考えはということに対してお答えをいたします。

まず……（「町は何ですか」と呼ぶ者あり）はい。まず1点目、県は町に対して何と言ってきているのかということでもあります。

港湾施設のほうの管理については、大分県の土木建築部港湾課。受付窓口や問い合わせ先となるのは別府土木事務所の管理課のほうになります。そちらからの荷揚げに関する情報の提供はありません。これについては都市建設課のほうにも確認をしております。

ただし、大分県生活環境部の環境保全課のほうからは、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の許可に関して、港湾の使用申請の動きがありますよということで、情報をいただいております。その場合に環境保全課のほうは、こういった動きがあるので地元の意向を知りたいというようなことで、情報をいただいております。

2点目の町はこの土砂の荷揚げに対しての認識はということではありますが、一般的にはこの新しいブースというんですか、岸壁それから荷揚げ場、そういうところは物流施設として、それが経済活動の中で有効利用なされるということに関しては異論はありません。荷揚げされるものが、品目が土砂であっても、一概に拒否すべきものというふうな、拒否すべきではないというふうな

思っております。一般的に荷揚げされたものに関して、土砂の荷揚げに関しても、周辺の生活環境に著しく悪影響を及ぼすものであってはならないというふうに考えております。

第3点目になりますが、関係住民に県、町の意向を話したのかという質問であります。環境保全課からの情報提供を受けてから、北浜や南浜の区長さんに、土砂の荷揚げの計画があることを伝えまして、懸念されること等について話をいたしました。砂ぼこりを巻き上げるとか、雨による土砂の濁り水の流出が漁場に影響しないかとか、荷揚げされたものをどの程度安全確認するのかとか、地元と新しい協定を結ぶ考えはないのかというようなことが、意見として出されております。

この出された意見や要望につきましては、環境保全課、それから別府土木事務所のほうには伝えております。それとともに、別府土木事務所には、意見や要望に関し、それに対する対応及び考え方を問い合わせを現在やっております。

最後に、町が土砂の荷揚げを同意したとき、土砂の出所、土砂の検査など町がするのかということであります。港湾の使用につきましては、大分県の土木建築部の港湾課のほうで許可を出しますが、その場合に町との協議、町への意見照会というのはいないんじゃないかなというふうに思っております。町の同意は、許可要件としては原則なっていないのが現実であります。

以上です。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 今のところ、余り突っ込んだ詳しい県からの要望が、今の課長の話ではなさそうなんです。かつてこの問題が起きました。結構起きて大問題になって、議会としても、また議員に対しても、地元の人もこれに当時反対をいたしました。その反対したのはなぜかという、一つは当時土砂の出所があいまいだったと。そして、大阪から土砂をここまで運んで、なぜこなければならぬのかと。近辺で土砂を捨てるようなところはないのかと。そして来れば、多くのこれに対する利益はもたらせるというようなものであるなら、本当にその土砂が安全なものかどうなのかということが危惧されるのは、私は当然だというふうに思います。

その点で、当時私たちはその土砂の検査が本当にきちっとできるのか、土砂の出所はどうかということも調査した結果、土砂の出所はあいまいであったし、検査にしても、県の検査と私たちがした検査では大きく食い違いも出たということがありました。だから、この土砂をもし入れるときに、確かに荷揚げ場だから、これは県の土地ですかね、町の土地も少しありますね。あるんで、県が許可は、多分県だと思います。

そのときに地元住民に、本当にこれが安全なものなのかどうなのか、これをすることによって、例えば埋立地はどこかという、かつての高尾です。私も現地で聞きました。高尾の捨てるところに、またそこに土砂を捨てるということ。そうすれば、もし悪い土砂だったら深いほうに流れ

出るという状況です。だから漁業問題も起こってきます。そういうところまできちっと、町は住民の立場に立って、もし県が土砂を入れるということになれば、住民との話し合いをきちっとして、問題が起こらないようにするのが、私は町として住民の生活と権利、環境を守るためにもぜひやってもらいたいというふうに思います。

次に、道路の維持管理について質問いたします。

今、町の町道を車で走ってみれば、道路のでこぼこ、ひび割れ、そして側壁の草、道路を覆う木々などがたくさんあります。これは本来、町が管理しなければならない町道です。でも農村地域では地区住民がみずからの生活を守るために、ボランティアで草刈りや木の伐採などを行っております。そのためには、町は大変予算を出さなくて済んでいるのではないかとこのように思います。

またこれまでの町政の中で、農村の町道、農道の舗装は、工事は、ほとんどが現物支給の生コンで、町から生コンをもらって、地区住民が総がかりで道路の舗装を行った経過が多くあると思います。そのために凹凸や路面の破壊があり、高齢化して、地域住民では側壁の草刈り、木の伐採できない地域が大変多くできています。この対策を早くしないと私は大変になるのではないかと思います。

次に、現在町での補修や草刈りをしなければならない道路はどれくらいあるのか。そういう調査をしているのか、次にそれを解決する具体的な計画はつくっているのか、そしてそのための維持管理の予算はどういうふうに組んでいるのか、現在幾らあるのか、答弁をお願いいたします。

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 佐藤隆信議員の町道の維持管理についての御質問にお答えいたします。

現在、日出町において管理している町道は578路線、総延長にしまして32万6,942メートルでございます。この中で補修や木、草刈りをしなければならない道路はどのくらいありますかとのことですが、補修等につきましては、地域の方々からの通報や、当課による見回りにより、その都度危険の度合いを考慮しながら安全性を確保するよう補修を行っているところでございます。各年多少のばらつきはありますが、最近3カ年の平均といたしまして、1年間で約154カ所の補修を行っているところでございます。その内容につきましては、主に路面の劣化や小規模は路肩の崩壊、側溝の壊れなどが多く発生しています。

また木や草刈りをしなければならない道路がどのくらいあるのかとのことですが、交通量や危険性、地域をまたぐ距離等を考慮した中で、日出町が直接除草作業を業者委託によって行っている路線につきましては、現在5路線、約1万4千メートルであり、各地域の有志の方々や福祉団体をお願いしている路線等が7路線あります。これらは町内全体に比べればわずかな路線でしか

なく、大部分につきましては、地域の皆様によりまず道路愛護活動に支えられているところが現状でございます。日出町各路線の経年劣化や地域の道路愛護活動においても、地域の方々の高齢化が進む中で、これまでの取り組みが危ぶまれているところではございます。

このような問題解決の具体的計画といたしましては、道路の補修等につきましては、被害が拡大する前の早期処置、これを速やかに行うことは引き続き行うとともに、改良計画とあわせて効率的な維持補修を行っていきたいと思います。

また、地区内の生活道路の草刈り等環境整備については、地域活動の一環としての道路愛護等をぜひ何とか継続していただくよう協力を求めてまいりたいと思いますが、地域の負担等を考慮した中で、地域貢献の企業、企業ボランティアとか地域の道路愛護グループの発足など積極的に働きかけてまいりたいと思います。

道路に関する維持管理予算ですが、補修等におきましては、昨年度実績では、延べ箇所数で184カ所、1,428万1,277円でした。本年度予算につきましては、現在700万円で実施しているところです。草刈り等環境整備費は昨年度、本年度とも予算といたしまして400万円です。補修費あるいは維持管理費等につきましては、これまでの執行状況や過去の経緯等から、今議会におきましても予算の追加補正をお願いしているところです。御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（城 美津夫君） 11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 私が聞きたかったのは、要するにそういう調査はきちっとできて、どれぐらいあって、年間これに対するどれぐらいずつ補修や草刈りや木の伐採を行っていく、そのことを具体的に決めているのかどうかということを知りたいんです。そうでないと予算は組めないと思うんですよ。だから、例えば4月に当初予算を組んでも、もう補正予算が出ているわけですよ。

だから、そういう予算の組み方でなくて、やはりこういうことはきちっと調査をして、どれぐらいあって、どういうところが最も悪くて、どういうところから具体的にやっていくというような決め方をしないと、ここが悪いと言ってきたら、「それはちょっと予算がないから」というふうになるんですよ。それでは本来行政のすることとしては私はおかしいと。

やはりそういったことに、ところが今町はこういうふうな計画で、おたくのここは今度ではできないが、これぐらいのところにはできますということをやするには計画をきちっと立ててやらないと私はできない。ただ突起として災害で起きたのはそれは別です。でもそうじゃないことに対してはきちっと計画を立ててやらないと、予算措置がきちっとできなくて、これだけ多くの道路を持って、いまや多くの補修や草刈りが発生しているんです。そのことができないところが

たくさん出る。

例えば、時間がないけど、三尺山のあの道路、皆さんもう御承知と思います。産業廃棄物のトラックが通ったから何か知らないけど、いままでこぼこだらけです。それを、じゃあ具体的にいつまでどういう計画で補修をするのかということなどは立てているのかどうなのか。もう時間がないので、それだけ答弁してください。

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 計画的な維持補修を望みますというふうに私のほうは理解しております。もちろんこれは非常に大切なことだと認識しておりますし、今後とできる限りの計画は樹立していきたいと思っております。

しかしながら、膨大なる管理延長の中で、これを計画的にというのは非常な予算、財政を伴うものでもございますので、いち早く住民からの通報を受けた場合には、可能な限り現状を、それを速やかに解決し、少しでも生活の利便性等を確保しているのは現状でございます。

しかしながら、ある程度の当然長期的な補修計画については、皆さんのほうにも御相談しながら、充実した中で予算配分を行っていくという原則については、今後とも力を入れていきたいと思っております。

それから……（発言する者あり）三尺山の道路、これは私も今議員さんのほうから伺った次第なんですけども、当然かぶっている木とかああいうのが我々も気がつくところでございますけども、これを全線拡幅改良とか、そういう計画につきますと、当然これは町のみでは非常な負担がかかりますので、いろんな助成制度等もやっぱり加味しなければいけないとは思っております。

そういう中で、我々も各路線につきまして、どういう国・県、あるいはいろんな形の助成が受けられるのかというのは常に研究しているところでございますので、こういう路線の情報等をまたいただければ、我々のほうに教えていただければ、その全体的な計画の中で考慮していきたいと思っております。

以上でございます。

議員（11番 佐藤 隆信君） これで終わります。

.....

議長（城 美津夫君） お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。午後1時10分より再開します。

午前11時48分休憩

午後 1 時09分再開

議長（城 美津夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。12番、熊谷健作君。

議員（12番 熊谷 健作君） 12番、熊谷です。それでは私の一般質問をさせていただきます。

まず1問目は、町職員のことについてでございます。

近年不況の影響もあるんでしょうが、こういった議会の議員や職員に対する見方が年々厳しくなっています。鹿児島の阿久根市の例を挙げるまでもなく、公務員たたきをすることで、住民に支持を得られるという風潮が各地の自治体でも起きています。

私は今回、職員の採用から研修制度といったことまでの全般にわたって質問しようと思っておりますが、先ほど述べた一連の風潮とは一線を画して、町民の支えになる町職員になっていただきたいの思いでお聞きしますので、よろしく願います。

なお、例によって、答弁は簡潔適切にお願いいたします。

まず職員の採用ですが、過去10年の実績を見ますと、かなりばらつきがあります。資料は総務課よりいただいたのですが、ちょっと読み上げます。12年度からいただいておりますが、12年が3人、次の年が2人、3人、2人、10人、そして、0、0、4人、6人ときて、去年が18人です。工藤町長になられてから、工藤町長は多分16年の秋に就任されていますので、実際に採用案件に着手されたのは17年度からだと思いますが、いきなり2年連続して採用0です。お考えがあつて採用を控えたんでしょうが、次の年から4人、6人ときて、昨年が18人なんです。

私たちから見ると非常に不思議に思えるんですが、確かに前年に18人退職されているので、その数をそのまま不足分として採用したのはわかります。しかし、事前に何年か前からそれぐらいの退職者が出るのはわかっていたはずですよ。

また職種も多岐に渡っているんでしょうが、民間ではまずこういう採用の仕方はしません。ここにも大手民間企業出身の白水議員さんがいらっしゃいますが、できるだけ平準化しています。採用しない年を設けたり、まして一度に大量の人員を抱えるということはバブルの時代以降考えられません。それは将来を見据えて人材の連続性というものを考慮しているためで、不況の苦しいときでも1人でも2人でも雇用しています。現に、一昨年、1度に18人もやめられたときは、役場も業務の面や退職金等で大変だったのではないのでしょうか。同じことが40年後ぐらいに再び起きるわけで、そういったことの配慮はなかったのでしょうか。それについて、お尋ねを、ま

ず最初はします。あとはまた順次お聞きしたいと思います。

議長（城 美津夫君） 総務課長、工藤都四男君。

総務課長（工藤都四男君） 熊谷健作議員の御質問にお答えいたします。

過去の職員採用人数のばらつきについてでございますが、平成17年度から実施しました第1次行財政改革プランに基づき、職員定数の削減に取り組み、定年退職者及び中途退職者の補充を抑制してまいりました。その結果、先ほど議員が言われましたとおり、平成17年度と18年度につきましては、職員採用をいたしませんでした。この間、課の統合や出張所の見直しなどの機構改革に取り組み、事務の効率化を図り、職員数を最小限に抑えてまいりました。

このような中、平成20年度末には、思いがけなく定年前の希望退職者が多く、ぎりぎりの職員数で行政運営を行っておりましたので、補充のため翌年度18人の採用を実施いたしました。これらのことがここ数年の採用のバラツキを生じさせた原因であります。現在のところ、定員数も落ち着きましたので、今後は計画的な職員採用に努めてまいりたいと考えております。

議長（城 美津夫君） 12番、熊谷健作君。

議員（12番 熊谷 健作君） 「思いがけず」とおっしゃいましたが、早目にやめても1年、2年のはずだったと思うんですよね、その18人の数は。ですから、それはその20年度近辺にそのぐらいの数が、多分団塊の世代の最後のほうの方だと思うんですけど、そういう方が辞められるというのは、これは予想できたはずですよ。また非常に不足分をどうにかするという事でおっしゃいましたが、それでしたら今町でもたくさんの非常勤職員や嘱託職員を雇っておりますんで、新入社員が入ってもそれほどの仕事ができるわけではないんですから、それで一応補うということも考えられるはずですよ。

ですから、私は前回の一般質問でも言ったんですが、想像力の問題です、これはやっぱり。やはり将来にわたって、何十年か後にこういった大量採用の職員が、その塊がいるということは、やっぱり役場の組織としてちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんです。だから18人を5人、5人また振り分けて、3年か4年で計画して雇うと、そういったことを私は正しいんじゃないかと思っております。もうこれ済んだことですので、これからまたぜひその辺を考慮していただいて、採用に励んでいただきたいと思います。

次の質問は、ここに書いてありますように、男女共同参画社会基本法というのが平成12年ですか、制定されております。平成11年の6月に制定されております。それからもう10年以上、11年になるわけですが、私がこの議会に初当選したのは16年前です。そのときから、こちらから向こうに女性がいるのを一人も見ることがありません。こちら側は私と一緒に同期で初当選した佐藤逸子さんがそのときに出られまして、その後は佐藤済江さん、そして今ここに聡明な池田淳子さんが備えておりますが、そういったふうにこちらは必ず女性がいました。しかしそちら

は一人もいません。過去にそれだけの適職者がいなかったかという、私たち頭の中で、あの人は優秀だなと、ああいう女性職員が課長になるんだろうなという方がいたと思うんですよ。皆様方も多分思い浮かぶと思います。そういう方も結局、その手前、もっと手前かもしれませんけど、そこで終わっております。

で、町長にお聞きしたいんですが、この基本法の中の第9条に、わざわざ地方自治体の責務を明記してあります。もっと能力の差はないんだから、女性職員の差別をしないようにと、そういうふうにならざるを得ないんですが、町長がなられてからもそういった課長が出現しておりません。それについて町長はどういう思いでおられるのかお聞きしたいと思います。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 熊谷議員の、先ほど女性登用が少ないのではないかと、こういうことだと思えます。

実は、私は大いに女性登用に心がけてこの6年間参りました。まず私が手がけましたのは、今までは出張所の、例えば、今ふれあいセンターであります。出張所等には2人の職員がおりまして、1人は所長、1人は古参の女性の一般職員と、こういうことでありまして、また各課における職員配置もこの受付窓口とか、雑用と言うと大変恐縮であります。いろいろな面をなさる部門として、女性はほとんどそういうふうになっていたと思えます。私が町長になりましてから、早速係長、あるいは課長補佐、主幹等にどんどん登用したわけであります。

そういう中で、今課長の職がなかったというふうにお話しになりましたが、私は少なくとも3人は参事という職であります。課長級に登用した覚えがございます。そして会計課等については、事務局長というか、その下に次長とか、積極的に女性の登用を試みてまいりました。

そういう中で、一挙に課長補佐も経験がない、あるいは係長の経験もちょっとないと、こういう方々を一挙に課長にするには、非常に一般的に、行政経験とか役職におけるまた経験とかそういうことがございますので、ちょっと無理だというふうに判断しておりまして、私になりましてから、もう即係長であるとか、あるいは主幹であるとか、課長補佐という、特に登用してまいりまして、そういう意味からは私は努力したというふうには言えると思えます。

その中で先ほど18名採用したというお話がございました。私がむしろ登用するので、皆さん方は敬遠したのではないかなと、そういうふうには思っております。次、私は課長補佐になるとか、あるいは参事とか係長に推薦されると、あるいは登用されるというような思いがあったのではないかなと、そういうことで、今18名ということですが、いろんな事情で3名の方が途中退職がございまして、これは定年問題とは一切関係なくて、定年として退職される方は5名だったと、そういうふうには記憶しております。

そして、あとは3歳ぐらい前とか、2歳、3歳といいますが、定年を二、三年前にして退職さ

れたと。こういうことで一挙に15名の退職者が出たと、こういうことの中で、欠員中のものもありまして、どういうふうを採用するかと、こういうことになって、またこの18名、特に15名、定年に間近になってやめられた方々のかなりの多くは女性であったわけでありまして。したがって、そういう意味からは登用しておりませんが、今後も私はできるだけ係長という職には今登用しておりますので、できるだけ早い期間に課長補佐だとか、課長という職に登用したいと考えております。

まさに議員おっしゃったとおりであります。日出町で女性が登用されないということは、私は男女共同参画といろんな言う中ではちょっと片寄っていると、そういうふうに思っています。今私もできるだけ課長補佐とか、課長に登用したいわけではありますが、今の年齢で言いますと、50歳代ちょっと過ぎた方が2人ぐらいかまたいるのではないかと、そういうふうに思います。そういう方々はいずれ私は課長職にはなってもおかしくないんでありますが、今係長を務められているわけでありまして。いずれ早い時期に、私の時代に、参事ではなくて課長職に登用して、また女性としての特性に合わせた行政手腕を大いに発揮してほしいと、そういうふうに思っています。努力、今後ともさせていただきたいと思っております。

議長（城 美津夫君） 12番、熊谷健作君。

議員（12番 熊谷 健作君） 私は、町長が男性に比べて女性が劣っているという思いは絶対ないと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

それで今の職員のバランスが、お聞きすると157人对54人ということで、3対1ぐらいの割合になっているみたいですから。ここの本当4分の1が女性になってもおかしくはないと思うぐらいの人数比率になっておりますので、ぜひその辺はまた御考慮のほうもお願いいたします。

3番目の障がい者の採用についてでございますが、これも日出町がいまだに実現しておりません。それで隣の杵築市が、昨年引き続き1名、また今年採用枠を設けております。これは身体障がい者でございます。隣の別府市は、平成12年から開始して、去年までに4名の実績があるというふうに私はお聞きしました。

これは多分法定雇用率、その関係であるんだろうと思っております。日出町は私も存じなかったんですが、法定雇用率2.1%にもう既に達しておると。これは最初に障がい者の方を採用したんじゃないなくて、健常者の方が在職中にいろんな疾患等で障がい者手帳を持たれたと、そういうことだと思っておりますが、県内のほかの市町村を見ましても、由布、中津があと雇用率に達してない。それで杵築市が雇用率に達してないんで、今年また新たに1名を採用するというふうにはお聞きしました。

しかし、私はこの法の精神というものはそういうものじゃないと思うんです。やはり障がい者が健常者と一緒に働くことによって、その町のノーマライゼーション、もう昔から言われている

言葉ですが、一緒に協働して生活していく、その第一歩がやっぱり障がい者の雇用だと思います。それで障がい者がそこでしっかり働くことが生活も安定し、皆様方と本当に楽しくやっていけるんじゃないかと思っております。

そういった意味で、「福祉の町」と昔から言われている日出町ですが、その日出町がまだそこに至ってないということは私は大変寂しく思っております。町民の方から、日出町は「福祉の町」と言いながら、あれができてない、これができてないという御批判を私たちもよく受けます。

それは私も一面ではよく理解できるんですが、私は常々皆さんに言うんですけども、日出町の住民の方というのは、ほかの市町村に比べて、絶対障がい者に対して私は理解があると思います。スーパーでも車いすの方はよく見かけますし、それだけの企業や施設があるからですね、そういう方も見かけますし、一番は、小っちゃい話ですけど、スーパーとかの駐車場に車いす専用スペースがありますが、日出町の方は本当、割ととめてないです。ほかの市町村は、もう傍若無人にとめている人はいっぱいいますけれども、日出町のほう、本当スーパーでもコンビニでも割と空いてます。これは私も障がい者の子供がいたんで、気になって見るから気がつくんですけども。

そういった意味で本当に日出の住民というのは、ほかの市町村に比べて、私は障がい者に対して理解があると思います。だから、そういった日出町ですから、町長にはやっぱり身体障がい者の方の採用が、とりあえず第一歩から始めていただければと思っております。

ただそれもやれと言うからやったんじゃないで、本当にその障がい者の方が役場の一員となって、そして本当に戦力となって働くということが一番だと思います。お客様扱いして、本当に雑用しかさせないじゃ意味がありません。だから、そういった一緒に働く職員の壁を取り除くことから始めていただいて、そして環境整備をしていただいて、そして私は障がい者枠をぜひ来年以降、考えていただければと思っております。今年はスポーツ枠を初めてつくっていただいたようで、その辺、私は大変評価したいと思っておりますので、どうぞ町長の御所見をお伺いいたします。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） それでは、熊谷議員のただいまの障がい者枠の採用ということについて申し上げたいと思います。

私は職員の中で、今雇用率が3.21%ということになっておりますが、やっぱりこれは職員の事故率が高過ぎると。もう少し自己啓発をして、体の維持をしていただかんといかんとそういうふうに思いますが。これは別問題として、今お話にありました日出町は確かにずっと長い間「福祉の町」ということで言ってまいりまして、ある意味ではソニー太陽、ホンダ太陽、ナザレトの家、そのほかを含めて大変福祉の施設として立地され、そこで雇用があり、進められておる町でありますので、そういう意味ではまさに福祉のまちづくりになってると、そういうふう

いますが、今言われましたように、職員の中には、あえて採用枠としてそういうことをいたしておりません。どういうふうなやり方がいいのか、お話としては、まことにそのとおりでありますので、今後の検討課題とさせていただいて対処させていただきたいと思います。

議長（城 美津夫君） 12番、熊谷健作君。

議員（12番 熊谷 健作君） 私も今回初めてこれを提案したんで、すぐに確かな御答弁いただけたとは思っておりませんが、ぜひ前向きに検討していただいて、また今知的障がい者のためのステップアップ雇用というのもあるんで、それをまた民間の雇用のためのチャレンジ雇用という形で何か労働局のほうでは進めているらしいんで、そういったことも含めて、ぜひ一般の職員の方が一番それは一緒に仕事するのは大変だとは思いますが、ぜひお考えをいただきたいと思います。

では、次に、町職員に対する研修について2点ほどお伺いいたします。

もう昔からなんですが、町職員に対する小さな批判、あいさつをしない、それから電話の対応が悪いというのは、これずっとお聞きしておるんですが、私は電話等に関しては、そこまではないと思うんですけど、確かに庁舎内で若い人なんかはすれ違つと、やっぱりこちらからしっかり声をかけないとしてくれません。ですから、しょっちゅう来ている議員に対してしないんだから、一般の町民の方にはますますしないんだろかなとは思っておりますけども。そういったことも含めて、もう少し職員の方に研修等を通じていろんな勉強をしていただきたい。

ただ先般、町職員の方で意識改革プランというのを自発的にまとめて出されたということで、これは少しそういった意識改革の萌芽が見られ始めたのかなという希望は持っておりますが、私たち議員も今度本当に改革調査検討委員会をつくりましたんで、私たちも一生懸命切磋努力しますけども、職員のほうも頑張ってください。

役場が地域住民にとって本当に最も身近で最も頼りになる、そして最後のセーフティーネット、そういう場所だということを皆さんやっぱりしっかりと自覚していただいて、そして住民の方はいろんなトラブル抱えていると思います。経済的困窮から障がいを持たれたりとか、あるいは病気の親を抱えていると、いろんな問題を抱えている人が相談に来たときに、やっぱり親身になって相談に乗ってあげる。それをやっぱり職員の方が自覚していただいて、そして明るいまちづくりに励んでいただきたいと思うんですが。

そのために、今なかなか町民の方も、最初からその権利意識をかざして、ちょっと無理なことでも通るだろうという方もいるのではないかなと思うんです。日出町ではそういう人はいないかもしれないけど他市町村ではよく聞きますし、そういった折衝をする場合に、やっぱり最初の対応っていうんですかね、電話の対応にしても直接会った会話の最初の糸口、そのボタンのかけ違いによって、すごい職員から冷たくされたとか、悪意を持たれて私は接せられたとかいうふうに町

民の方は感じるんですね。めったに来ない人なんかは特に。

だからそういった、まず町民の方とのコミュニケーション能力、それを養うために、最初のあいさつのことからでしょうけど、教えないと知らないという職員もいると思うんですよ、若い職員なんかは。わからないから知らない、できないという人もいると思いますんで、あいさつから始まって、コミュニケーション能力の向上、そういったことをぜひやったほうがいいんじゃないかと。

これは「クレマー」という言葉を町民に使うのはよくないとは思いますが、やはり中にはやっぱりそういうクレマーっぽい人も出てくるんだろうと思うんです、今からだんだん。こういう世の中になってくるとですね。そういったクレマーみたいな人に対しても、ちゃんと対応できる能力。今講師の方が、結構そういう専門の講師の方がいるようです。ですから、そういう方をお招きして、セッションごとにやっていただくと。

そして、あともう1点は、将来のまちづくりのための企画立案能力、いつまでも町長一人に頼るんじゃなくて、皆さんがしっかりと知恵を出して町長に提言していくと、そういった企画立案能力についてもぜひ研修をするべきではないかと思っております。

次の5番目も一緒にお聞きしますが、それと同時に、外部への派遣研修、昔は、広報担当の人が、たしか合同新聞ですか、1年ぐらい行ってたんじゃないかと思います。で、なんかちょっとこれで聞いたら、昔テキサスにも行ったことがあるという人がいるんですけど、それもなんか短期間だったみたいで、今ここに農林水産課長、横山課長がいらっしゃいますが、県から来ていただいて大変すばらしい能力で周りのほうにも随分刺激をいただいていると思います。また、課長もずっとこちらにいらっしゃるわけではなくて、いつかは 定年はこちらで じゃないですね。(笑声) いつか県に帰ったときに、やはり市町村の現場の実態というのをしっかりまた把握していただいて、県のほうにも生かしていただけるとと思います。

そういった意味で、町職員、特に中堅から若手を民間企業にぜひ1年以上は、最低1年以上は派遣していただいて、今の民間の厳しさ、そして財政能力、それから営業能力、それから企画能力、そういったものをぜひ身につけていただいて、帰って、そしてそれをぜひ町政に生かしていただきたいと思うんですが、以上、長々としゃべりましたが、どうぞ町長、御所見をお伺いいたします。

議長(城 美津夫君) 町長、工藤義見君。

町長(工藤 義見君) 町の研修の状況については、後ほど、ぜひ議員各位も町がやっている研修状況について御承知いただきたいと思っておりますので、後ほど詳しく総務課長のほうから御答弁させていただきますが、私は常日ごろ、各課長に、課長会議が月に2回ございますが、そのときに申し上げておりますのは、親切丁寧に、そして笑顔で通常の事務、行政を担当するようにと、こ

ういうふうに申し上げておりますし、同時に仕事はスピードを出してやることと、これは私は口癖のように言っておりますし、各課長にもぜひ職員の指導はそういうふうをお願いをしたいというふうに申し上げております。

そういう中で、確かにいろんな先ほど企画能力の問題、あるいはクレーム対策、そういうことを考えて、ちゃんと相手を説得できる、私も先般来、日出町の研修体制、あるいは職員の資質を含めた意識改革をどうすべきかということで、今回の行財政改革の中心的な課題は意識改革を含めたそういうものになっておる、これはもう計画の中に入れておりましたので、お目通しをいただきたいと、そういうふうに思っています。

そういう中で、研修については、派遣研修があり、私もきのうも95歳以上の方々、100歳の方のお誕生日に行って、4つの介護老人保健施設にお訪ねしました。日出中学校の生徒が実習に来ておりました。そういうことも見て、ああこれは町の職員もこういうところに来て実地研修をしないといけないと、そういうふうに思っておりますし、いろんな、ある意味ではいろんなジャンルと言いますか、いろいろな商業関係があり、福祉関係の施設であり、種々あるわけありますので、そういう施設についてもぜひ派遣をして、やっぱり異体験をする中で町の行政と見比べて、反省はすべきものは反省し、また伸ばすべきはしっかり伸ばしてもらいたい。ただこのままで行くと、余り意識が、比べるものがないわけですから、通常どおりということになるだろうと思います。やはりよそがどういうふうになってるかということをも十分承知した上で、自分の立っている位置を明確にして、仕事をやっていかなきゃならない、そういうふうに思っておりますので、派遣研修については、ぜひ考えさせていただきたいと思います。

そういう中で、ただいま日出町の中で、そういう研修制度を含めて、今県の市町村研修協議会の中で措置改正や内容事実を、ホームページを含めて研修内容の充実も検討されております。そういうことの派遣研修といいますか、お互いに市町村同士の研修の中にいろんな種類があります。職員の新採用研修、中間幹部研修、あるいは監督者の研修と、あるいは企画研修といろんなものがありますので、これはこれまでは積極的に派遣をしておりますが、まだまだ欠けている部分が多々あるわけありますので、十分今の御発言を胸にとどめて頑張っていきたいと思います。

議長（城 美津夫君） 12番、熊谷健作君。

議員（12番 熊谷 健作君） 総務課長からの説明は後で文書でいただきましょう。皆さん方にもお配りください。

今町長は、本当に思いがけず私と本当に同意見をいただきましてありがとうございます。これは本当、日出町の将来のために絶対役立つと思いますし、できたら研修の後やっぱり検証していただくと、職員がどれくらい向上したのかと。これはやっぱり内部じゃなくて外部の委員も募って、そこでやっぱり検証していただくということも必要ではないかと思っておりますので、その辺まで

含めて、どうぞよろしくお願ひいたします。

繰り返しになりますが、外部に出すのは最低1年以上、1週間とか2週間とか1カ月では何にもわからないと思いますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それでは次の質問でございますが、児童虐待の件でございます。後で池田議員さんも質問するんで、あんまり聞いてもとは思いますが。

以前からこういった事件はあったんでしょうが、近年頻繁にほんと耳にするようになりました。先日も大阪で本当に悲惨な事件が起きております。テレビから流れるたびに、そういうニュースが流れるたびに本当に目をつむり、耳をふさぎたくなるような事件でございます。

最近の調査では相談件数が年間4万件を超したということで、本当に日本国はどうなったんだろうかというふうに思っておりますが、ただ幸い日出町では、今のところそういった事件になっている案件はありません。しかし、事件になっていないからといって起きてないとはいえないわけございまして、今もこの時間どこかで幼い子供が胸を震わせておびえているかもしれません。

そこで、あえてそういったことを未然に防ぐためにお聞きしたいと思います。まず町内でのそういった児童虐待やネグレクト、児童虐待といっても身体的ネグレクト、それから性的虐待、心理的虐待と、そういったものがあるんですが、そういった等の実態調査も既に行われているとは思いますが、それはどのようになっていますでしょうかということと。

2つ目の質問も一緒にしますが、児童相談所と保健所、ここは大分の中央児童相談所の管轄になると思います。そうすると、保健所にも相談員の方がいらっしゃるというふうにお聞きしておりますんで、そういった方との連絡連携はどのようになっているかという、その2点をあわせてお聞きしたいと思いますんで、簡単に、簡潔にお願いしたい。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 熊谷議員さんの悲惨な児童虐待事件を未然に防ぐためについての質問に対して、担当の福祉対策課よりお答えいたします。

質問1の町内の虐待やネグレクト等の実態調査を行っているでしょうかとの質問であります。児童虐待の防止に関する法律では、児童虐待とは保護者が児童に対して、身体的暴力や性的暴行を行うことだけでなく、心理的虐待、育児放棄、ネグレクトですが を含むことが定義されています。

児童虐待の実態調査については、従来はあらゆる児童家庭相談は児童相談所が対応することとされていましたが、育児不安、子育て相談が増大し、児童相談所のみでは効率的でなく、市町村をはじめ多様な機関でのきめ細やかな対応が求められてきましたので、平成17年度より児童福祉法の改正により、市町村が児童家庭相談の一義的な窓口となり、相談業務にあたるのが法律上明確化されました。

具体的な市町村の役割としては、1つ目は、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口となり事例の収集を行う。

2点目が、住民から相談のあったときは、子育て支援サービスなど、身近な各種資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微な在宅指導事例について中心に対応する。

3点目は、事例の緊急度や困難度を判断するための情報収集を行い、その結果、立ち入り調査や一時保護、専門的な心理判定、あるいは施設入所等の行政権限の発動を要すると判断されるものについては、児童相談所に直ちに連絡する。

4点目には、施設を退所した子供が安定した生活を継続できるように、当該家庭への相談や定期的な家庭訪問を行い、子供を支え見守る……

議員（12番 熊谷 健作君） ちょっと済みません。

福祉対策課長（合田 俊君） はい。

議員（12番 熊谷 健作君） 質問と答えが違うでしょう。実態調査をしているかどうかだけ答えてくれれば……

福祉対策課長（合田 俊君） はい、わかりました。

議員（12番 熊谷 健作君） わかってます。

福祉対策課長（合田 俊君） はい。そのようなことですから、実態調査というのはしてませんが、各種窓口には各機関から情報が入ってきて、うちのほうでその情報に基づいて対応をしています。

2点目ですね。質問2の児童相談所、保健所との連絡連携はどのようになっていますかの質問ですが、児童福祉法の第25条の2第1項に基づき、日出町要保護児童対策地域協議会を平成19年6月に設置しました。この協議会の目的は要保護児童の早期発見、適切な保護、関係機関・関係者の情報共有、適切な連携の下で対応していくとあります。

構成員としては、県東部保健所、県中央児童相談所、民生児童委員協議会、日出暘谷高校、小中学校校長会、教育長、学校教育課、法務局杵築支局、日出警察署、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、区長会、保育協議会、PTA連合会などの各機関で、年1回の代表者会議、実務者会議を年2回、それから個別のケース会議は随時行っております。

福祉対策課は、この協議会の調整機関というふうになって位置づけられておりますので、このような虐待などの情報が入れば福祉対策課で調査し、どの機関を集めてケース会議をするかを検討し、児童相談所、保健所にも必要があれば参加していただいています。ケース会議では、処遇検討と支援方法の意思統一を図っています。

以上です。

議長（城 美津夫君） 12番、熊谷健作君。

議員（１２番 熊谷 健作君） 一般質問で、議員のそりゃ聞き方は悪いかもしれませんが、答弁するほうももう少し、私がここで聞いていることに答えてください。私もう勉強してここへ来てますんで、１から１０まで聞かんでもわかってますんで。それは総務課長、しっかり指導してください。時間がないんですから。もう わかりました。

じゃあ次に教育長にお伺いします。１番にやっぱり発見して通告することが大事だと私は考えるんですが、これは当たり前の話ですが、その中で学校が占める割合って非常に大きいと思うんですよ、この保育園まで含めて。外見上のあざとかけが、それからまた長期の不登校、そういったことも対象になるためにやっぱり先生方に目を光らせていただきたいと思うんですが、そういったことについては常々こういった指導をされているのかということと。

それと後は これはまた後、５番目に聞きましょう、お医者さんや保健師について。その点をちょっとじゃあ。

議長（城 美津夫君） 教育長、石尾潤治君。

教育長（石尾 潤治君） 熊谷健作議員の御質問にお答えします。

児童虐待の発見、それから通告の体制についてであります。幼稚園や小中学校の教職員は、職務上日常的に幼児、児童、生徒と接しており、ある意味では児童虐待を発見しやすい立場にあると言えます。学校での出席状況や健康状況、気になる児童、生徒については家庭訪問などを行い、保護者との面談等を通して学校生活のみならず、日常生活面についても十分な観察や注意を払いながら、児童、生徒の虐待防止、早期発見に努めておるところであります。

また、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときでも速やかに、児童相談所または町の担当課及び福祉事務所へ通告しなければならないことになっております。

これらの対応にあたっては、管理職はもとより、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員等が協力して、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への報告、連絡、相談を行うことにしております。

教育委員会としては、本年３月に、以上の内容について町内の幼稚園、小中学校に周知しておりますが、徹底する意味で改めて各園、各学校へ通知し、児童虐待の防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（城 美津夫君） １２番、熊谷健作君。

議員（１２番 熊谷 健作君） 教育長から立派な御答弁をいただきましたので、ぜひそういった活動で続けていただきたいと思います。

後学童保育等やられているところがあるんですが、児童クラブ、そういったところもぜひ教育長管轄ではないかもしれませんが通達をしていただいて、何か親が迎えに来ると、そうい

う子供はおびえるらしいですね。だから、そういった子供がいないかどうか。ぜひ、もしお力になってくれれば、そういったこともぜひお願いしたいと思います。

次の担当課の職員に専門的な研修を行うべきではないんでしょうかということですが、これは課長、答えるんですか。 いや、もういいです。後で池田議員に聞いてもらいます。

それと、乳幼児の育児中のケアというのも、これも、だれが もうじゃあいいです、それも聞いてもらいます。

これ時間があれば聞こうと思ったんですけども、せっかくですから聞きます、町長。2分しかない 1分ですか。町報についてということで。これ私が質問すると、また町長、あんまり御機嫌がよろしくないかもしれませんが、まあ聞いてください。

私は町長が就任されてから町報に、御自身のコラムのページを設けて、毎号執行されています。それは最近の近況報告から始まり町内外の人たちの交流や町政の現場での率直な感想、そしてこれからの抱負など、とてもよくまとまっていて、連載開始から読むのを楽しみにしておりました。このことは何年か前に町長にじかにお伝えしたことがあったと思います、覚えてはないかもしれませんが。

しかしながら、最近、この町報の一部に少し違和感を私は覚えるようになってきました。定期的に申しますと町長が2期目に入ったぐらいかなと思うんですが、その1点目は、これ小さい話ですが、年末にその町内で起こった10大ニュースというのを企画しますよね。それが私だけの感覚かどうかわからないんですが、どうも以前と違って、町の事業のあれをしました、これをしましたという、例えば悪いんですが、一昔前の首長選挙のパンフレットのような感じを受けるんですね。それが最初にちょっと思ったんです。

2点目は、的山荘購入のときに、いろいろもめたときに、ある政党というよりも、はっきりもうこれは共産党といったほうがいいんでしょうが、機関誌で購入反対の記事を載せて配りました。そのときに町長は反論を町報に、たしか6ページにわたって載せました。それを見たときにも、こりゃちょっと冷静さを欠いて感情的になられているのかなというのが紙面から私はうかがえました。

これは私は政策の是非は別にして、大変何かこれは町報に延々こういうことを載せるのかな、載せるんだったら、反対論、賛成論、両方載せるべきじゃないかという意味で私は非常に違和感を持ちました。

そして極めつけは、先日の閉会中のうちの委員会で、文化財指定の件で町長は冒頭から大変興奮されておりまして。私に委員長報告の訂正と議会だよりの記事の訂正を要求されましたが、私が委員会の議事録に載っていることですからと拒否しました。すると町長は「それは町報に載せますよ」と、こう発言されました。私はその一言を聞いて、ああ、やはり町長さんは勘違いされ

ているのかなとやっぱり、そのとき本当に実感したんです。

ですから、これから先は、もうほんと町長にあえて申し上げるんですが、その際共産党のことにしても、たしか初当選されたときは町長の応援団だったですね、共産党は。あのときは合併反対の記事をずっと機関誌に載せました。私たち賛成派だったんですが、ああ、これはもうちょっと対抗できないなと私は実感したんですが、これから申し上げることはもう、行政経験の長い町長に申し上げるのは何か申しわけないんですが、あえて言わせていただきますが、町報というのは税金でつくられた広報紙ですね。毎年200万円か300万円の予算を使われて、担当職員が1名ついています。そして配布は区長さんをお願いして届けられます。

一方、政党の機関誌というのは、政党のお金でつくられて政党のお金で配られます。それは自民党も民主党も共産党も公明党も同じです。政党が主張を変えて、それに反論があればよその政党が反論します。

また議会だよりについては、これはもちろん税金でつくられておりますし、紙面づくりは議会から選出された6名の委員によって作業しています。その編集方針は不偏不党、公平・公正をモットーに発言者、答弁者の真意を曲げることなく掲載しています。これは私が1期の時から携わっておりますが、その編集理念は人が変わっても中身は変わることなく伝統となって、現代も森編集長のもと毎号真剣に取り組んでます。

以上が私が言いたいんですが、これだけ述べると町長はもう十分わかりと思いますが、どうでしょうか、反論をぜひお聞かせください。ただ、1点目、2点目について、担当者が勝手にやってることで、私は知らないんだという答弁だけは勘弁してください。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。的確に短く答弁をお願いします。

町長（工藤 義見君） 行政広報であります。一般広報といいましても、町が出す広報は行政広報であります。したがって、広報のあり方としては町行政の方針、あるいは見解、あるいは町議の皆さん方の活動等について明確に広報していくわけであります。

施策普及の一つの行政広報であります。したがって、今言われました重大ニュースであるとか、的山荘であるとか、そういうことについては町の政策として行っておりますので、書くことについて私信を出していったるということには私はならないと思います。町の施行方針として事業をやってあるわけありますので、そういう意味から考えたら、私は当然町はどのような考え方に基づいて、的山荘を購入して活用していこうかということについて、打ち合わせするのはまた町政としての極めて重要なことだろうと、そういうふうに思います。

議員が言われましたように、ぜひ私信を交えるとか、そういうことには私もだめだと思えます。ですから、私の考え方からすると、行政広報である以上、町長のいろんな施政方針、考え方について出していくのは当然だと、そういうふうに思っております。

今後、御質疑は十分承りたいと思います。

議員（１２番 熊谷 健作君） はい。じゃあ、以上で終わります。

.....
議長（城 美津夫君） １３番、佐藤二郎君。

議員（１３番 佐藤 二郎君） １３番、佐藤二郎でございます。久しぶりに私もここに立たせていただきまして大変緊張しておりますが、まずは工藤町長におかれましては町政発展、福祉の向上のために日夜精力的に御活躍をいただいていることを、衷心より感謝とお礼を申し上げたいなど、このように思います。

さて、社会は大変厳しい状況下にあることは御案内のとおりでございます。バブルの荒廃後、また追い打ちをかけるかのごとくアメリカ発の金融の破綻、こういった状況下、日本の経済も大変不況が続いております。現在社会状況、国民の生活は、大変な窮地にあることは御存じのとおりでございます。

このような時期、さきに私ども町議会議員は選挙の審判を受けました。この今回の選挙では私自身有権者の方々から大変厳しい御意見をたくさんいただきました。やはりおまえにこの俺の一票を託す、そのためにはしっかりと議会での議員活動をやってほしい、こういうことを強く望まれた議会、最初に私が選挙に立候補したと同じぐらいの言葉を今回の改選でいただきました。

このようなことから町議会議員の一人として私は今定例会において、しっかりと議員の義務と責任をこの一般質問の場で果たしたいなと思い、議長に通告をした次第でございます。これからの質問に対しましては、ぜひとも町長はじめ執行部の皆さん、私の質問は、町民一人一人にきちっと説明をするような御答弁をいただきますように、端的にお願いを申し上げておきたいと思っております。

私は今回、観光と文化財について、そして生活インフラをテーマにお伺いをしてまいります。これまでの日出町の歴代の町長で、観光・歴史・文化、こういうことを政策に掲げ取り組んだ町長はいなかったのではなからうかと私自身感じております。

町民の皆さんが日出町に住んでよかった、そして住みたくなる日出町づくり。現在単独のまちづくりで交付金の削減を余儀なくされている日出町。日出町民が心豊かに、自然が調和した日出町を目指すために進む方向は、やはり観光立地が一つの手法であるということは私も確信をしております。

また、私自身議員活動の中で、早くから町長に提言をしてまいりました一人でございます。日出町も時が遅くなりましたが、この政策に取り組んだ工藤町長に対して、大いに賞賛も申し上げたいなと思っております。

町長は就任以後、日出町の先人が残してくれた古きよきもの、さらには歴史、文化に触れる機

会を数多く引き出してきております。

私も2年間、議長を務めさせていただきました。日出町民の文化、見識の高さに数多く触れさせていただきました。そして、多くの方々から御意見、御指導も賜りました。私は議会代表として多くの町民の前で機会あるごとに一例を披露させていただき、議会としてもこの施策に対し、積極的に関心を持ち応援をしていきたいと、このように発言をしてきた一人でございます。

そのようなことから、まずはじめに観光と文化についてお伺いをしてまいります。町長、日出町の観光についての位置づけをどのように考えられておられますか。

もう1点は、日出町の文化財、また文化財級とでも申しますか、このようなものをどのように位置づけられておりますか。そして、この財産を町長は日出町の観光行政の中で文化財ですね。文化財の活用をどのようにしようかとしているのか。この点をまずもお伺いをしたいと思います。

後の質問は質問席からさせていただきます。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） ただいま佐藤議員から御質問をいただきました。あるより大変評価もいただき私も今後とも頑張ってまいりたいと、そういうふうに思っております。そういう中で観光の位置づけということでもありますので、簡潔に申し上げたいと思います。

私は、「観光」というのは光を観ると書いてあるわけでありまして。これも古くから言われておりますが、光とは何じゃというと、私は日出町の風土、歴史、文化だと、こういうふうにおおるわけでありまして。

したがって、やはりある意味では、この風土、観光やあるいは歴史や文化を皆さんが十分、町民の皆さん方が理解することから私は一番だと。それでなければ、よその人が評価しても自分のところが理解を示さなければ、いろいろ聞いても対応、反応がないわけでありまして。

したがって、私は町長になって一番先に職員の皆さん方をお願いしているのは、「日出町探訪」という小冊子をつくらせてもらいました。これは私がつくったんじゃないけど、若い皆さん方がつくったわけでありまして。つくった中で、ぜひ日出町の歴史、文化、そういうものをしっかり理解をしていただいて、そして今後の日出町に住むときの誇りにしていただきたい。あるいは自慢に思ってください、そういうふうにいるわけでありまして。

そういう意味からすると、私はまさに観光が、また国においても中国を含め韓国を含めて、観光産業について大変力を入れていこうという時代になっております。日出町も、まさに私はそういう意味からしたら、木下家の江戸時代を含め、それ以前からの歴史からすると、たくさんのいろんな歴史的な技術や文化的な遺産も残っておりまして。そこに育まれた町民の皆さん方もここにいるわけでありまして。

ですから、そういう意味からすると、私はまさに日出町の誇りに思えることの最大は、長い歴史と文化を育んできたこの町であるということを理解することから、私はあります。したがって、当初300とか500ぐらい印刷しようとした「日出町探訪」でありましたが、6,000部して、ほとんど1家庭1冊ずつぐらいは持っていただいてというような気持ちで今たくさん印刷して、今でも多くの人たちに機会があれば、提供して読んでいただいているわけであります。

日出町の状況を見ると、非常に自然が豊かであります。海があり、山があり、そしてまた歴史的にもあるし、そこに育んだ農業があり、水産業があり、いろんなものがありますが、そういうものはすべて私は考え方によっては観光資源だと、そういうふうにも思っておりますので、多くの人たちがこの日出町のよさを知っていただくと。ここから私は出発しなければ、卑下したり、いいものがないというようなことであっては、日出町の今後が、展望は私はないと、そういうふうにも思っています。

と同時に、そういう中で、今までの文化あるいは歴史というものを示す日出町の中で、お城があり、歴史的な遺産があちこちにあるわけでありますが、そういうものをしっかり私どもがまた理解して、皆さん方にも、あるいは遠く県外あるいは県内の日出町外の人たちにも見てほしいと。そのためにはやはり環境が大切であります。トイレがないといけない、あるいは駐車場がないといかん。あるいは道路等にも若干整備をしないと入り込めないわけであります。

そういうふうなことからすると、私は非常にこの環境の整備ということも大きな重要な柱になるだろうと、そういうふうにも思っております。そういうことから、日出町は文化財が非常にたくさん散財しているわけでありますが、十分発掘して利用できているというふうには言えないと思います。そういう意味から教育委員会の中に、もう少し文化財の担当者をふやしていただいて、もう少し地域文化についての啓発調査をしていただきたい。

今回から教育委員会の中で文化係というのを、今まで文化財とか文化担当1人でありましたけども、ことしの4月からは係長と以下3名の体制で文化の係を設置して、しっかり日出町の歴史文化を見直していただいて、多くの町民の皆様方にもまた知っていただきたい。そしてまた、それを誇りに思っていただきたい。その誇りがまた多くの人たちをまたお招きするわけであります。

それが私は観光振興につながると、そういうふうにも思っておりますので、そういう意味からすれば私の考え方は、位置づけを明確にし、あるいはまたその中で歴史や文化的な遺産を十分検証していくと。それをあるときは守り、あるときはそれを育て、あるいは形を変えるにしろ、保存していくというようなことも含まれてまいりますので、今後ともそういう方向については、今後とも続けてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（城 美津夫君） 生涯学習課長、寺岡達一君。

生涯学習課長（寺岡 達一君） 私のほうから佐藤二郎議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、文化財の活用についての御質問でありますけれども、これについては午前中もお話したように、県の文化課とも協議してまいりました。これについてはできるだけ、以前当初の部分、以前の用途に立ち返る、そういうことで利用していくのが一番よいのではないかと考えております。

そして、それについて観光面で、日出町における起爆剤というようなことで利用できるものがあれば利用していきながら、そして若干の収入等で補える部分、保存、保護、改修にかかる経費の一部でも、若干でも負担できればいいのではないかとこのように考えております。

そして、次に文化財の保存、修復、管理についての御質問でありますけれども（発言する者あり）あ、そうですか。

以上です。

議長（城 美津夫君） 13番、佐藤二郎君。

議員（13番 佐藤 二郎君） 町長もまた担当課長も今丁寧に、しっかりと町民に御説明いただいたというふうに私も受けとめさせていただきました。

そうですね。文化財というのはやはり、地域の財産であり、町民の財産であり、やはり国の宝であると思います。町長の言われたとおりだと思います。ぜひとも担当課長も言われたように、やはり後生に間違いなく伝えていく、約束事だけはきちっとしていただき、議会の中でも、また地域でも。これは文化財なんかと、これは観光施設なんかと、最近でも出ております。この考え方を執行部でぜひ持っていただきたいと思います。

文化財であるけども観光施設でも使わせてもらうんだと。そのかわり観光施設のようにつくった、つくられたものじゃないと。後生に伝える財産なんだから上手に使ってくれと。壊さないでくれと。こういう原点をきちっとやはり執行部持っていて、議会にも報告していただき、説明をし、町民にも明らかにしていただきたいなど。

どうも議会の中でも、あれは文化財と言ったやないかと、観光で使うちゃ何かという議論が出てくる。出てますね。しっかり答弁し、守ってください。お願いしたいと思います、これは。

そういうことで、先に課長から先手を打たれて、次の質問言われかけたんですけど、次の質問に入りたいと思います。

やはり古きよきもの、有形または無形のものもございまして、日出町にはたくさん。この財産はやはり長く今申し上げましたように、後生に伝える役割が今ここに携わる方々にあるかと思えます。そうしたものを、文化財だけじゃございませぬ。指定のものだけじゃありません。文化財級、地域の方が大切にしているもの、こういうものもかなり痛んでる。管理が滞ってる。こういう

ものをどういうふうに行政として考えておられるのか。担当課長で結構です。御答弁をお願いします。

議長（城 美津夫君） 生涯学習課長、寺岡達一君。

生涯学習課長（寺岡 達一君） 大変ちょっと御無礼いたしました。それでは、続きまして佐藤二郎議員の質問にお答えをしたいというふうに考えております。

文化財の保存、修復、管理についての御質問ということでお答えしたいと思いますけれども、現在日出町には国指定の文化財が1カ所、天然記念物として松屋寺のソテツが指定を受けております。それと、県指定文化財が合計14、内訳として有形文化財指定が8つ、民俗文化財として2つ、津島神楽と辻間楽ですね。記念物として致道館、帆足萬里墓、日出中の大サザンカ、経塚山のミヤマキリシマの以上4カ所、合計14でございます。

町指定文化財については、合計20今指定をさせていただいております。建造物が4、絵画が3、彫刻が4、工芸品が2、合計の13で、民俗文化財として有形民俗文化財の浮嶋神社の神事面、さらに記念物として大名墓をはじめとする史跡指定が5カ所。天然記念物として城内邸の桜の計6カ所を指定しております。

それともう一つ、国の登録文化財というのがございます。これについては有形文化財指定の豊岡本町の梶原邸の主屋、土蔵、この2カ所が現在国の登録文化財ということで指定を受けております。

これらについて保存、保護に努めているところでございますけれども、昨年辻間楽については保存ということで、これはもう今大分学校のほうにもお願いをしているわけでございますけれども、子供さん、またはそれを教える大人の方、大変少なくなっております。だから、これをまず映像に残して、型とかそれらを全部一つずつ撮りまして、これは県の補助ということで、1年通じた活動を映像にずっと残してまいりました。これらを活用しながら、後世に伝えていきたいというふうに考えております。

それと、致道館については、本体の改修については、かなり財政面ですぐにといいわけにはいきませんが、門につきまして、これはもう非常に危ないということで専門家の方に見ていただきまして、今9月議会に補修費、門を補修します。これを補修費の補正を上げているところで、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

隅櫓につきましては、既に復元に向けて動き出したところでございますので、また中間的な報告等もやりまして、御報告したいというふうに思っております。

そのほかの文化財等につきましても、調査復元等について少ない人数でございますけれども、文化財保護委員さん等もあわせて一緒に活動していきながら、これを保存、保護に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（城 美津夫君） 13番、佐藤二郎君。

議員（13番 佐藤 二郎君） 担当課長、御苦勞でございます。そうですね、ぜひとも文化財保護委員さんという専門の教育委員会の中に知識を持たれた方、研究していた方、おられます。行政の方は専門員じゃございません。ぜひともこういう方の御意見を十分にやはり今言われた箇所だけではなくて、76の行政区の中に必ず1つ、2つは地域で残したいなど、地域で大事にしているものはあるかと思えます。こういうものをぜひとも担当課事務局として、ぜひとも取りまとめ、今後とも修理の必要なもの、また修復の必要なもの、こういうところを十分に管理していただき、事務局としての指導を発揮していただくことをぜひともこの機会に期待をし、教育長のもとで実行していただきたいと思えます。

今担当課長から、隅櫓の件が ちょっと隅櫓はもう再興しております、復元しておりますという形で出ました。この件について1点だけ。これ町長にお伺いしたいと思えますが、これもやはり議会のほうに、まちづくり交付金事業として2年ほど前ですか、提案され、復元したいという報告がなされました。この件で、交付金事業で提案され、私自身大変よいことだなというふうに思いました。

しかしながら、先ほど私冒頭に申し上げたように、この社会情勢、日出町の財政状況からして、今町民が求めているものは何かと。また必要だけでも、今しなきゃならんもんかなとか。いろいろこう修復には、私自身議員として葛藤がございました。しかしながら、結果交付金。有利な起債、一般財源は少なくて済むという町長の説明の中から、このまま放置すれば朽ちてなくなってしまうと。やはり今残さなければならぬものだというふうに私自身考えたわけでございます。

そして、これはやはり文化財という、こういう大きな御旗を掲げております。私もこの文化財というのはやはり、あったもの、あったところに、あったように復元をすることが文化財だということを知りました。そして、現実に見させていただきました。

ところが、今申されたように、再興しております隅櫓、通称鬼門櫓といえますかね。この櫓の意味の訳とは見当違いの場所に復元されようと、こういうことが議会に報告され、随分と私も反対といえますか、場所についての意見も申し上げましたが、1人の議員の声は届きません。

私は、今でも復元の場所が違うんじゃないかなと、こういうふうに思っております。町長、この隅櫓を萬里図書館の前に復元実施してありますが、この場所について適当な場所であるかというのを、もう一度この公式の場で発言を求めたいと思えます。（「まだ間に合う」と呼ぶ者あり）

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 佐藤議員の隅櫓に関する御質問について、お答えを申し上げたいと思えます。なぜ萬里図書館の前の一角かと、こういうことのお尋ねというふうに思えます。

実は鬼門櫓はお城の東の北にあるべき性質の櫓であります。私はできたら、そういうふうにしたかったわけではありますが、できませんでした。なぜかといいますと、今日出小学校の校舎といいますか敷地内にありまして、でき上がりましたら、この国の今補助金等の成果からすると、活用、利活用が重要な要素になっておりまして、あそこに学校の敷地の中に正門からどんどん入って行って、また出てくるということについて、非常に問題が生じるのではないかと。

それと同時にもっと大きい問題は、プールの機庫が一角にありまして、あそこに持っていくということが事実上不可能だと、こういうことであります。本当はあそこにしますと、利用については若干、町のお金で勝手につくってくださいと、こういうことになるだろうと。

補助金を使っていくと、後どういう活用をするかと。学校の小学校施設として使うのであれば、ある程度またいいかもしれませんが、やはり歴史的な遺産としてするというのであれば、若干機庫、そのほか全部立ち退かせて、その後に置くと。そういうことは事実上、プールの改修計画も出てまいりますので、事実上困難だということ。

そして、また同時に補助金あるいは交付金といいますか、この性質上、今後の利活用を小学校の中において利活用していかどうかと。こういう、この2点の問題があったわけであります。

したがって、では、どこに設置するのが一番ベターかと。次はベストでなくてもベターかと、こういう話が内部で随分戦われたわけであります。そういう中で、やはりお城の一角のほうがいいだろうという、この専門家のお話もありましたし、今後お城全体として見たときの景観だとか、観光的要素を含めても、あるいは今後でき上がってからの管理、運営の面に関しても、あそこはやむを得ないのではないかと、そういう結論からあの位置になっております。

したがって、隅櫓として今後どういう活用になるかと言いますと、私は日出町で重要文化財に指定できる可能性のあるのは、あれがナンバーワンだろうと、そういうふうに思っておりますので、そういう昔の修復方式、きちっとした修復をするという観点からすると、あるいは補助金等の性質からすると、あそこはやむを得ない対応と一言で、次善な策ということで、あそこになっているということは御理解いただきたいと思えます。

以上であります。

議長（城 美津夫君） 13番、佐藤二郎君。

議員（13番 佐藤 二郎君） 町長は認めておられますけれども、ベストじゃない、ベターでと。電気製品ならね、ベストがいいんですけど、やはり、ベターで過ごす。こういう状況を、私は本当に納得いかなくて、この2年間うずうずしておりました。二の丸館の前に裏門櫓。裏門櫓、題材は日出小学校の中の鐘突きが立ってる。これが題材で、そのまま残っていると。ここに、やはり、基礎になる題材があるのに、二の丸館の前にぽこんと裏門櫓。そして、今、町長がお答えになりましたように、鬼門櫓、隅櫓は、やはり全国でも数少ない隅切りを切った櫓である。こうい

う、日出町の財産、文化財になろうかとするような物を全然方向の違う鬼門櫓の鬼門じゃない方向に据えようとしている。このことだけを考えてときに、非常に私自身、諸先輩からの御意見もいただきましたけれども、何とか議員として、どうかならんもんかなと。プールが一生あるんかなと。先ほど言いましたように、文化財は長く後世に伝えるものであって、プールがいつまで持つんかなと。こういうことを、私は議員の1人として、公の場で、こういう議員もいたということを、私はここで残しておきたかったんで申し上げました。町民からの声でございます。ぜひとも、ベターで過ごしてるということを確認できましたので、朽ちてなくなることを思えばというふうに言われれば、確かにそうでございますけども、ベターで過ごしてるということをきょうは確認をさせていただきました。

時間がないので、次にまいります。

次には、通告書にございますように3点考えておりますが、先ほど来、さきの議員も質問にありました町道について3点お伺いいたします。これも質問項目だけの回答をお願いいたします。

日出町の町道の改良整備が必要な箇所は数多くありますが、数的にどれくらいあるのか。それから、また、地元の区長さん、または町民のほうから、ここをようしてくれ、ここを改良してくれという、こういうものがどれくらい箇所あるのか。数だけ教えていただきたい。

それから、ここ、この数について、どういう対処をするのか、明確に御答弁いただきたいと思っております。

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 佐藤二郎議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、簡潔にということでございますので、若干の数字は省かさせていただきたいと思っております。

現在、現状整備が必要と思われる路線についてはどれくらいあるのかということでございますけども、都市計画道路も含めまして個別諸条件は異なりますが、我々担当課で把握しているのは、50路線程度はあるのではないかと考えております。ただし、この全ての路線につきまして、住民生活に直結した道路でございますので、整備等の他の路線については整備が必要ではないんかというようなとらえ方をされては非常に我々も苦しいところでございます。また、地域よりの要望がどれくらいあるのかとのことです。この件につきましても、規模等は異なる中ではありますけども、当課が把握してる段階では約30数件ととらえております。これにつきましても、我々といたしましては、物言わぬ要望箇所というものがまだまだあるのではと認識しております。このような中で、現在幹線道路の3路線につきましては、国・県の補助事業として事業実施を行っています。また、生活道路の利便性とか、安全性向上の観点から、地域の皆様から提供していただいた道路用地を活用して拡幅等を行っている路線につきましては、現在16路線でございます。

このように、現在進めています道路整備には地域より、先ほど申しました、地域からの要望なんですけど、要望されている箇所の割合が約7割程度は含まれてはいますが、今後は道路施設の劣化、それから交通量の変化、求められる安全性などの変化など、ますます道路整備の必要性は求められてくると思います。今後につきましては、生活道路等につきましては、地域住民の方々から寄せられる要望、要求、その内容を十分に拝聴、調査を行い、地域の方々の協力をいただきながら、最小限の費用で道路の利便性・安全性の確保に努めてまいりたいと思います。

もう一つ、日出町の骨格となります幹線道路の整備につきましては、国・県に協議を重ねながら、あらゆる助成制度を活用した中で、財政体力に見合った整備計画に沿って着実に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 13番、佐藤二郎君。

議員（13番 佐藤 二郎君） 都市建設課長から、今、実態と申しますか、要望どおりにはなかなかいかない。また、町としても十分に路線で、55路線もやはり整備改良が。これ順次やっていかなきゃならない路線だと思いますが、あるということなんです。どうしても、やはり、財政的な問題とか、1番ひっかかっているというんじゃないかと思えます。

そういう中で、今、課長いみじくも、地域の方々からの御協力があればという言葉が一言ございました。その点について、私もきょうはこの一般質問でお伺いしたかったんです。やはり、今やってるものが順次、順番どうなってるんだろうかと。地域の方、要望した。先ほども出ておりますけど、町長が計画してる。町が計画してても、こういう順序で、そろそろ、おれとこ来るかなという。こういう、やはり、状況を町民に見せていただきたいな。地域の代表区長さんなら区長さん方に、あんたんとこ、行くかな、そろそろあんたんとこ順番なると。こういうようなことを少しずつわかるように、すべては言えないにしても、少しずつわかるような道路行政やってくるといいなというふうに思いました。

それで、今、指摘いたしました、地域の方の御協力があればという形。最近では、町道改良には受益者の方に土地を求めております。日出町は、土地ができれば道路を整備してあげますよと。どこの地域に行っても言われます。これ、町長が政治家として地域の方々と接触するのはよくわかります。行政マンの担当の職員が地域に行って、ここの道路が悪い。どうかしてくれんな。土地を無償で提供してくれたら道路整備しちやげるでと。こういう状況が当たり前になっていませんか。町道であり、地権者の方は当然受益者です。その気持ちがあるから、仕方なく出してる。御近所の方が、区長さんが何人かが押しかけて、あんたが土地出してくれたら、ここん道路がみんなのため、ようなるんじゃがなと、こういう話を進んでるんですよ、今。地域で。こういった状況は近年起きてるんじゃないですか。町道っていうの、やはり、町が管理し、皆さん方の税金

で補修したり、改良したり、また応分の負担は住民の方々、受益者にもしてもらおう。これは当然だと思います。そこを通る町道っていうのは行きどまりの道路ないんです。基本的には抜けてる道路です。これが町道ですね。そういう中で、住民のその地権者だけに負担をかけるというのはどうかというのを最近私も町民から言われております。私も確かにそうだなというふうに感じております。

この件について、考え方、お伺いいたします。

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 今、おっしゃられましたように、現在、生活道路で改良しています16路線等という路線数も言いましたけども、この中に、当然、地域の方が土地を提供していただいて、皆さんの道路利用に活用してくださいという路線がほとんどございます。もちろん、今までの3メートル程度の道路のところを5メートルないし6メートル、救急車が入る道路に仕上げていくというところでは、町が計画的に整備費用を持ちながらやっていくところは大原則では、今、議員さんがおっしゃられたように、大原則ではなかろうかと私も思っております。ただ、皆さんのそういった、土地の提供等を行うんで、地域のために何とかとなれば、これはやはり可能な限り予算の範囲内で優先的に拡幅を行っていくというのは、これは至極当然なところでもなかろうかと思えます。ただ、先ほどから議員さんがおっしゃられるように、それにすべてを固執したら、やっぱり、広くしてもらいたいとするべきだという路線について、なかなか進まないケースもございます。そういうケースにつきましては、町のほうも計画的な中、また皆さんの、議員さんなんかにも御意見なんかをいただきながら、計画的に予算措置を行った中で整備をしていく必要があるかと私も感じております。

以上です。

議長（城 美津夫君） 13番、佐藤二郎君。

議員（13番 佐藤 二郎君） ぜひ、都市建設課長、町長ともお話ししていただきですね。私も思い返しましたらね、豊岡の丸食から鳴川線、何とか鳴川線ちゅうんか。今、改良工事やってる。この改良のとき、地元の区長さん、猪須区長さんだったと思います。私の記憶、当時、私も建設委員会の委員長しておりまして。内々で見てくれと。町のほうで用地買収しても、なかなか土地ができないと。地元から、地元の方々が協力をするならば、町として改良してくれるかなと。地域の事情ございました。私、お伺いいたしました。そして地域の方の御協力のもとで、現在工事やられておるようにございますが、こういった、いろんな、地域は地域の事情、状況があるかと思えます。行ってみますと、救急車、普通車でさえ回れない状況。確かにそうですね。私、大神ですから、そんなとこってのは非常に少ないんですけども。こういった状況はあろうかと思えますが、担当の都市建設課の課長さんに仕えてる若い職員が地域で、「おじさん、土地出して

くれら、どうかするで」、現実にこういうんです。町長、地域で。これはどうかと。こういうような形、町長指導してるのかなというのを私感じましたので、今回、この道路行政、私これが言いたいばかりに、一般質問通告したんです。この道路行政は。もう、たくさんあるのわかってます。財政的にもこういう状況でございます。財政について、次、質問予定してありますが、これ決算、決算が今後定例会でありまして、12月がまだありますが。12月にこれやりますけれども。ぜひとも、町長、政治家の言葉と行政マンの言葉の使い分けを、庁舎内できちっとやっていただきたいと思います。町道は土地を提供しなければ改良しないという形が現在の日出町の道路改良の、住民、特に区長さん方に聞いてみてください。こういう状況じゃないかと思います。町長、最後に。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 今、佐藤議員が言われましたように、私どもは、私が通ってみて、通りにくいから、区長さん、広げられんですかねとか、いろんなことは言ってるんです。常に会議のあるたび、ほとんど道の問題を言ってます。それと職員が言ってるのはある。まさにそのとおりであります。では、地域の皆さんがいろいろ言ってるからって、土地をそう言ってるかということ、かなり、区長さんをはじめ、議員も各位もあると思いますが、言ってる問題の、私に言わせると、かなり大多数は、今仕事を進めているということになります。その中で、ごく一部、なかなかできないけども、土地を提供していただくと、というようなこともあるわけでありまして。これは行政として、おのずから、節度のある問題でありますから、十分配慮したいと思います。

議員（13番 佐藤 二郎君） 終わります。

.....

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） 1番、池田です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成についてであります。

子宮頸がんは年間約1万5千人が発症し、約3,500人が亡くなっていると推定されています。しかしながら、この子宮頸がんは検診と予防ワクチンでほぼ100%防ぐことができるとも言われております。このワクチンは半年の間に計3回の接種が必要で、保険が適用されないため、5万円ほどかかる費用は全額自己負担となります。最近では接種費用を助成する自治体がふえてきております。ワクチン接種の費用の効果は子宮がんの予防だけでなく、医療費の抑制にもつながるとの試算もあります。子宮頸がんの発症をゼロに近づけるため、日出町においても、ぜひ、この子宮頸がん予防ワクチンを接種するための公費助成を強く望むところでありますが、町としての考えをお伺いします。

再質問は質問席より行います。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 池田議員さんの子宮頸がん予防ワクチンの公費助成についての御質問にお答えいたします。

今、池田議員さんが質問の内容の中で言われたように、子宮頸がんはですね、かなりの方が亡くなられ、しかも特徴的には若い30代、40代の方が発症するというようながんでございます。この子宮頸がんは、今述べられたように検診とワクチンの予防でほぼ100%予防できるということが言われております。それで大分県では九重町が県内初、始めてとですね、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を今年から始めました。今年度は全女子中学生を対象で、来年度からは新1年生を対象に実施してるということであります。

なお、最近の新聞報道を見ると、厚生労働省が来年度予算の特別枠で子宮頸がん予防対策強化事業として、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を要求。国、県、町で負担し合う仕組みを想定とのことでありますので、日出町としては、今後の国や県の情勢を見ながら検討したいと考えています。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） そのようにお答えされると思っておりました。

厚生労働省の来年度予算概算要求に150億円盛り込まれているようですが、これは対象を中学1年生から高校1年生とし、接種率45%とした場合、国庫補助は3分の1程度と見られます。そうした場合、不足する分は町で助成を行う考えがありますでしょうか。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 国が150億円の予算を措置をしてるということでございます。国としては、まだ概要というのはよくわかってないんですけど、300億円ぐらい、同じ1年、1年といいますかね。12歳なら12歳に接種した場合、300億円ぐらいということで。これからすると、150億円ですから、国が2分1、県、町と、そういうような負担になるんではないかと想像しますが、その内容については、ちょっとよくわかっておりません。

それで日出町の場合ですが、今中学生の1年から3年 九重町と同じような状況で接種するんであれば、1年から3年で、約、今現在の人数でいくと407人。これが5万円程度とありますので、約2千万円ちょっとぐらいはかかると考えてます。仮に、次年度からについては新入学生の1年の女子というだけでありますので、人数的には150人程度で、1人5万円とすれば約750万円程度を想定されますが、国の概要がまだ全くわかっておりませんので、町として、どのようにするかというような方向づけは、まだ全くされておりません。

以上です。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） 女性の命を守るという点からも、ぜひ、国の助成が出る前に、日出町単独で取り組んでいただきたいと節に願うところであります。

少子高齢化が進む中で、なかなか子供が産めない。産みたくても、そういった産めない状況も、ハード面もありますけども、こういった健康の面から考えて、せっかく防げるがんでありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今、担当課長おっしゃいました、現在中学1年生から3年生までの女子が407人、私もちょっと調べさせていただきましても、この5万円ほどかかるということなのですが、今年度、もし実施していただけると想定いたしまして、今年度、中学1年から3年生まで、この2千万円の予算の中から 済みません。来年は、中学1年生順次やっていただけるということをお願いしたいところですが、合田課長、よろしいでしょうか。（笑声）（発言する者あり）町長、お願いします。（発言する者あり）

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、初年度であれば、当然、1、2、3年生全部やると。そして翌年度は6年生が1年に上がってきますから、また1年生と。1年生だけでいいわけです。したがって、初年度、1、2、3年、中学であります。中学1、2、3年をやるとすれば、予定される分の3倍いるわけ。先ほど言いました2千万円を超える額であります。もし、今年、この1、2、3年生をやるとなると、2千万円を超えるお金が要るわけです。国の制度は恐らく来年の4月以降になるだろうと、そういうふうに思います。そうすると、また国が2分の1とか、4分の1とか見れば、その分を県が幾ら見ると、市町村はどういうふうになると、こういうことになるだろうと思います。

今やってるの、大分県で九重町がやって。全国的にやってるところもありますが、そう多くないわけではありますが。しかし、予防接種の必要性というのは十分理解ができるわけで。ちょっと時間をいただいて。私どもも内部的に相当検討いたしております。九重町がやったときに、どういうふうな動向になるかということを含めて検討しておりますので、今しばらく時間をいただきたいと思います。恐らく、国が実施するということになれば、日出町も実施するという形になる可能性があります。これも、国がやっても日出町はやらないということも選択肢としてはあるんですが、しかし、一般論としては、やっぱり、そろえて。そしてまた県下の市町村もやると。そういうことになっていくんではないかな。当然、かなり大きい予算であります。初年度予算大きいわけですね。あとはですね、大体、1年1年ですれば200数十万円、300万円近い額で。これは絶対に負担できないというわけではないんです。いろんな問題がありますので、十分内部で検討もしておりますし、今後とも検討してまいりますし、また国の予算の計上の

動向も見守りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） では、心から期待するところでござひます。

次に、5歳児健診について質問をさせていただきます。

今、日出町では5歳児健診というのを行われてないと思ひますが、現在の乳幼児健診は1歳6カ月児、3歳児となっており、その後は就学前健診となります。3歳児、実際は3歳6カ月での受診になるかと思ひますけども、それから就学時前との、この期間のあき過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害を総称して呼称したものです。専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は1歳6カ月健診で見つかり、中程度の児童は3歳児健診で見つかるそうです。いわゆる広汎性発達障害は5歳ぐらいになって見つかることが多いとのこと。ところが問題は5歳児健診を取り入れている自治体が少ないため、この段階で発達障害の児童を見つけることが難しいという点であります。先ほど申し上げました、日出町も5歳児健診を残念ながら取り入れておりません。早期発見、早期療育は発達障害対策の基本と言われております。発達障害は対応がおくれるとそれだけ症状が進むとも言われております。また、就学前に発見されても、親御さんがその事実を受け入れるのに時間がかかり、適切な対応策を講じることなく子供の就学を迎えるために状況を悪化させてしまうという現状があります。5歳児健診を行うことにより、早期発見、早期療育を可能にすると考えますが、町はこの5歳児健診をどうとらえておられるか。また、取り組む計画、予定があるのか、お聞きいたします。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 御質問にお答えいたします。

5歳児健診に取り組む計画はあるかということの質問でござひますが、日出町では、今さっき言われたように、1歳6カ月及び3歳児健診の集団健診をそれぞれ6回計12回やっております。そのほかに、4カ月児健診を毎月1回、年間12回実施しております。健診は体重などの測定、問診、その後に小児科、内科の先生、または1歳6カ月児と3歳児は歯科の先生にもお願ひして診察し、最後に保健師、助産師、栄養士の指導を行っております。健診のスタッフはですね、その健診する年齢によって違いがありますが、医師が小児科、内科、歯科の3名。それから町職員が保健師4名、栄養士1名のそのほか受付等で7名。雇い上げの助産師さん、保健師さんが4名、看護師5名、臨床検査師1名、栄養士2名、歯科衛生士2名などのほぼ24名程度がスタッフになっております。

以上が健診の状況であります。質問の5歳児健診についてですが、年齢的に軽度の発達障害

が見つけやすいこと、就学に向けての準備が1年間かけてできることなどから必要性は認識しています。しかし、健診を担当する小児科医師、それから臨床心理士などの専門職の確保、それから発見後の適切な支援体制の整備、町の保健師等のフォロー体制になりますが、などの課題があり、現段階では、5歳児の健診導入は困難と考えております。日出町では平成21年度から大分県の発達障害児早期発見・早期支援モデル事業に取り組み、3歳児健診時には臨床心理士1名、保育士2名、歯科衛生士2名を、さらに配置してですね、発達障害を早期に発見するための健診体制をつくっているところです。そのため、毎月1回、小児科医、保健師、健診に従事する助産師等で会議を開催し、健診の効率化、効果的な問診や保健指導の方法について、現在検討しているところです。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） 5歳児健診がなくても発達障害の子供を発見されると思うんですが、例えば、就学時前の健診で発達障害と疑わしき、その場合では、フォロー体制はどうなっていますか。5歳児健診だからできないとかではなくて、その他で発見された場合は、そのフォロー体制に持っていく必要があるんじゃないですか。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 3歳児健診ですね。それが1歳半健診等で発見された方については、その後のフォロー、または要観察とか、要指導とか、そういうのについては観察等を定期的に行っております。それで見つからなくて、その後ですね、現実的には、例えば、保育園とかで、保育園の先生のほうからですね、ちょっとおかしいなと、ちょっと疑いがあるなというところ、保育園のほうからうちのほうに相談等があります。その相談等に基づきまして、今、健診だけじゃなくて、きらら相談といえますかね。発達障害児の相談会等を町独自で年4回やっております。それから県の巡回相談というのも2回ぐらいやっておりますね。そういうところに、相談会につなげているというのが現状でございます。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） 相談は相談で結構なんですけど、その療育のためのフォローというのはされてないんでしょうか。例えば、そういった専門施設に紹介をするとかですね。そういったことはされてませんか。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 相談した後ですね、そういうところの検査機関とか、別府発達医療センターとか、ああいうところにつなげております。はい。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） ということは、5歳児健診が済んだ後もですね、もし、そういう対象の方がいらっしゃれば、そういった別府発達医療センター等に引き継いでいただくということもできないわけではないかと思うんですが、ただ、その健診に携わるスタッフの問題ですね。臨床心理士と、そういった専門的なスタッフが必要だということですけども、それはまた、どうか外部機関に依頼をすとか、その健診のときに臨時で来ていただくとか、そういったことはできませんでしょうか。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 5歳児のですね、一応健診のスタッフは、我々が想定しているのは、小児科医師、それから臨床心理士、そして3歳児健診と同様なスタッフも要するというふうなことを想定しております。問題は、臨床心理士については、今うちは西別府病院等から派遣されてしてもらってますし、臨床心理士協会みたいなところも団体ありますので、そこ辺で要望もできることはできます。あと小児科医師でございますが、今、小児科医師もなかなか、町の健診かなりありますので、そこら辺は先生と話してですね、また医師会等で話してですね、それができるかどうかというのは、ちょっとお願いをせざるを得ないんですけど。もし、するとなれば、お願いすることになります。今現状としてはですね、先生のお話を聞けば、なかなか厳しいというような状況だと思います。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） 状況はよくわかりましたので、ぜひ長い目で、長い期間になるかもしれませんが、ぜひとも、取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

先ほど、熊谷先輩議員のほうからも言われました。同じ質問になりますが、児童虐待の現状についてであります。

大阪市で幼い兄弟が母親の育児放棄により死亡するという痛ましい事件や、横浜市の女児が木箱の中で窒息死するなど、親による子供への信じがたい虐待事件が起きております。大阪市の事件に限って申し上げます、同じマンションの住民による通報を受け、児童相談所の職員が5回現場を訪問したにもかかわらず中に入れず、このような悲惨な事件になってしまったことは残念でなりません。こうした事態を受け、厚生労働省は、虐待の通報を受けた場合には、児童相談所の職員が実際に子供に会って、48時間以内に安否を確認するよう各自治体に通知されていることと思いますが、もし虐待の可能性を含む通報があった場合、町としては具体的にどのような対応をしているのか、お聞きいたします。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 児童虐待の現状、または防止策は万全かという質問の中の1つ、

児童虐待の可能性を含む通報があった場合、具体的対応はどのようにしてるかの質問についてでございますが、児童福祉法第25条の6では、「同法25条の規定により、通告を受けた場合において、必要があると認めるときは、速やかに当該児童の状況の把握を行うもの」とありますので、子供の安否を確認の上、児童及びその家庭について必要な調査を行います。具体的には、保育園、学校への聞き取り調査、乳児家庭全戸訪問時の状況、健診の受診状況、予防接種の接種状況、さらには、家庭訪問をして子供との面接を行います。その結果、子育て支援サービスなど、身近な資源を活用することで対応が可能とされる比較的軽微な在宅指導事例については、町が中心に行います。また、立入調査、一時保護、専門的な心理判定、あるいは施設入所等の行政権限の発動を要すると判断されるものについては、児童相談所に直ちに連絡をいたします。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） はい。ありがとうございました。

熊谷先輩議員から質問しろと言われたことがありますので、お尋ねいたします。（笑声）
（「お願いします」と呼ぶ者あり）

担当課の職員に専門的な研修を行うべきではないかということなんですが、いかがでしょうか。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） お答えいたします。

児童福祉法の改正により、平成17年度から市町村が新たなる児童家庭相談窓口の一義的役割を担うということになりました。また、子育て支援や母子保健業務を担い、虐待防止の観点からも町の役割がますます重要となっています。今年度より、大分県は中央児童相談所と婦人相談所が統合し、こども・女性相談支援センターを設置しました。その中に関係職員の研修を担当する企画部部署が新設されました。7月には市町村等職員研修が行われ、日出町からも2名参加しました。研修では相談対応の実践的研修等も行い、大変職員としては参考になった研修だそうです。今後も家庭児童相談員等の研修も含めて、研修には積極的に参加したいと考えています。

以上です。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） はい。ありがとうございました。ぜひ、子供のためにしっかりお願いしたいと思います。

もう1つ、最後の質問になりますが、相談体制の整備。日出町では、「こんにちは赤ちゃん事業」というのをやられてるかと思えますけども、そのほかに相談体制の整備。お母さんが子育てに悩んだときに、どこに相談をすればいいか、だれに言えばいいか、その相談をして、すぐに対応してくれるのか、そういった体制は万全でしょうか。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） 熊谷議員さんの質問の中の5番、「乳幼児を育児中のお母さん方の悩みをケアする体制は万全でしょうか」という質問についてと同じ回答いたしますが、育児中のお母さんはもちろんですが、妊娠中からお母さん方のサポートをしています。1つ目としては、母子手帳交付時にアンケートを実施し、悩み等に保健師が対応しております。2点目としては、今年度より育児等保健指導、ペリネイタルビジット事業とありますが、を実施し、これは産科医の紹介で妊産婦さんが小児科を訪ね、育児について個別に保健指導を受ける事業です。これによって、具体的な育児アドバイスを得ることで、育児不安の解消を図ることができます。また、産科、小児科より支援の必要なケースについて報告がありますので、早目に支援することができます。3つ目としては、産後2カ月ごろを目安に、乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。年間約260名程度の乳児について、町の保健師、または在宅の助産師に委託して実施しています。21年度で対象家庭の93%、246戸中229戸ですね、訪問いたしております。訪問時は赤ちゃんとお母さんの様子等を確認しております。4つ目としては、母子保健法に基づき実施している4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診の未受診者については、再度次回の健診の案内をしています。その上で、なお未受診の場合は、保育園などの集団保育利用者については、園を通じて、子供の様子を確認しています。集団保育等を利用していない方については、家庭訪問をして、子供の様子や子育ての悩みをお聞きし、対応しています。5つ目としては、お母さん教室、両親学級、離乳食教室、2歳児歯科教室などの開催時にも相談を受けつけています。福祉対策課の窓口や電話での悩み相談は随時対応しております。6つ目では、その他としてですね、町が運営を委託している日出町地域子育て支援センター、それから日出町児童館、さざんか児童館、それから町の認可保育園でも在宅育児の支援を行っております。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） 今、妊婦さんが小児科のほうに子育て相談に行けるという事業が行われてるとのことですが、それは何人がきちんと受診をしてというフィードバックはできているのでしょうか。

議長（城 美津夫君） 福祉対策課長、合田俊君。

福祉対策課長（合田 俊君） ペリネイタルビジット事業については、平成22年から開始しました。これは私が説明したように、まず妊婦さんが産科ですね、行って、産科の先生が小児科を紹介するんですが、この中でですね、これは県の医師会が中心になって、その状況をまとめてくれております。うちのほうには、産科、それから小児科から、こういうことで来ましたというデータ、報告がすべて上がってきます。その中で、先生が気づいた、ちょっと注意するような

方についてはチェックがされております。月1回ですね、事例研究みたいなのが月1回、県の医師会会館のほうであります。県下のこの事業取り組んでる市町村、それから県の関係機関等がですね、これ集まって、小児科の先生も集まってですね、月1回検討会やって、特に町村が行った、それぞれの支援事例について発表し、その支援事例について、もし、まだ足りないというようなことがあれば、指摘も受けます。まだ毎月訪問しなさいとか、こういうことをしなさいとかいう指摘も受けますので、そういう指摘に基づいて、町がまた持って帰って、そういうふう支援を行っているのが現状でございます。

以上です。

議長（城 美津夫君） 1番、池田淳子君。

議員（1番 池田 淳子君） 安心して子供を産み育てられる日出町にぜひしていただきたい。ずっと続けていただきたい。そう思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

.....
議長（城 美津夫君） お諮りします。ここでしばらく休憩をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。午後3時15分より再開します。

午後3時07分休憩

.....
午後3時17分再開

議長（城 美津夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。8番、後藤佑君。

議員（8番 後藤 佑君） 8番、後藤です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

平成16年度から始まりました2学期制について、お伺いをいたします。

先般、つくられました教育白書には、2学期制については1回しか記されておられません。メリット、デメリットを再確認をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、保護者や現場の先生たちに何回か実態のアンケートを実施しましたかということで、あと、この4項目についてお伺いいたしますが、第79号、これは議会だよりですが、同僚議員のほうで質問いたしました。徳島市の教育委員会は3学期制に戻したと決定をいたしました。また、県下では、どの市町村、他の市町村、今、実施しておるのか、いないのかを確認をいたしたいと思っております。合併する予定の市町村ができなかったという町村もあるやには聞いておりますが、

現在2学期制に取り組んでいるところがあるのか、ないのか。それと、保護者が1番不安に今思っているのが、いろいろなところから見ると、保護者の不安はないという意見も、この72号の議会だよりでも教育長のお答えの中には書いてあるんですが、それとアンケートを実施したとも書いてありますが、どういう内容が出てきたのかが我々の知るところではないと思いますので、そこら辺を確認をいたしたいと思います。

それと、教育委員会としては、学校現場の先生たち、それと保護者たちに、その後どのような指導等をしておられるのか。また、回答をもらっているのかがわかりませんので、お願いいたしたいと思います。

それと、この4番目に書いてあります、高校受験の場合、2学期制と3学期制については高校の受け取り方が違うのではないかなという意見がございます。これはもう、今3年生の父兄から言われるんですが、3学期制だったら、1学期、2学期の成績をもとに内申書等の答えが出ると。2学期制やったら、もう1回しか、そういうチャンスがないというような言い方をされる父兄もございますし、先生も言われます。そういうところをもう少し突っ込んでお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

結局、先般、私も小学校6年生の父兄と一緒に懇親会を夜したんですが、その席でも、やはり、なかなか先生たちには、ほかのところでは言えないということで、我慢しておる父兄がかなりおられるのではないかなという意見も、そのときに先生と父兄との話で出ましたので、そこら辺をお聞きをいたしたいと思います。

次の質問からは質問席から行いますので、よろしく願いいたします。

議長（城 美津夫君） 教育長、石尾潤治君。

教育長（石尾 潤治君） 後藤佑議員の御質問にお答えをいたします。

2学期制を導入したのは平成16年度ですが、その後3年間にわたって検討委員会を組織して検証のための話し合い、あるいはアンケートなどを行ってきましたが、その後3年間は実施しておりません。アンケートについてのお尋ねもありました。そこで、本年1月にアンケートを実施したところでございます。後ほど具体的なことは課長のほうからお答えをさせていただきますが、あわせて、この2学期制の導入に当たってのメリットあるいはデメリットということについてもお尋ねございますが、まず2学期制導入の大きな目的でありました授業時間数の確保という点では、昨年度、新型インフルエンザ等によって、多くの学校で学年とか、あるいは学級閉鎖を余儀なくされたわけではありますが、そのような状況下においても、本町では、中学校で31時間、あるいは小学校で74時間の余剰時間が確保されております。いわゆる、学力向上に向けての授業時間数の確保という面からでは、メリットとして、この2学期制をとらえることができるというふうに考えております。来年度から、小学校では新学習指導要領が完全実施になります。

年間の授業時間が本年度と比較して年間35時間から、学年によっては70時間ふえるわけであり、中学校でも平成24年度から35時間ふえます。あわせて、小学校で使われている教科書のページ数は約43%ふえるとされており、今以上に時間数の確保が求められております。このような状況から、ますます2学期制による時間数の確保が不可欠であると考えており、私どもとしては、2学期制を導入したことのメリットとして、そのようにとらえております。また、デメリットとしては、アンケート等の保護者あるいは子供、先生方の中には、いわゆる夏休み前の通知表、昔でいう通知表ですが、この件について、やはり、今の評価カードという、振り返りカードというようなものよりも、従来の通知表の形のほうが望ましいと。そのほうが夏休み中の学習の目当て、あるいは努力をする点等がはっきりするんじゃないかというような、いわゆる2学期制に変わったことによる通知表等の変更が、デメリットとして挙げられております。それらを含めて、アンケートの内容等については、後ほど課長のほうから回答させたいと思います。

以上です。

議長（城 美津夫君） 学校教育課長、清家健志君。

教育委員会学校教育課長（清家 健志君） 教育委員会では、2学期制の検証として、本年1月にアンケート調査を実施しました。調査対象は、小中学校の保護者、教職員、児童生徒です。調査内容としましては、保護者には主に個人面談、それから振り返りカード、長期休業の活用について尋ねました。教職員には、主に授業時間数の確保、個人面談、長いスパンでの指導と評価について尋ねました。また児童生徒には、主に先生との面談、振り返りカード、学校行事等について尋ねました。その結果、小中学校を問わず、保護者、教職員、児童生徒ともに、どの質問事項も「適当である」、「だいたい良い」という回答が多数を占めています。しかしながら、自由に記述してもらった欄を見ますと、特に小学校の保護者において、2学期制のメリットがわかりにくいという意見や、先ほど教育長も触れましたが、振り返りカードに対する不満が多く見られました。実際の記述を見てみますと、「振り返りカードでは子供の自己評価の部分が大きく、実際の姿が理解しにくい」、「もの足りない」といった意見に加えて、「長期休業の前に家庭学習の取り組みに生かせるよう、従来の通知表のような具体的な評価がほしい」という意見が出されております。評価というものは、次の取り組みに生かされなければなりません。長期休業を有効に活用するためにも、先生の評価を子供たちや保護者にどのように伝えていくべきか、振り返りカードや保護者との面談等を工夫していく必要があると考えています。

次に、大分県下の実態についてですが、日出町が2学期制を導入する時点では、当時の南海部郡の米水津村も導入予定でしたが、佐伯市と合併したことで実現できず、現在、公立小中学校においては、2学期制は日出町のみであります。高等学校等では、ちょっと調べてみましたが、主に普通科において8校と付属中学校の1校が2学期制を導入しております。

次に、2学期制と3学期制において、内申書の受け取り方に差が出る可能性が出てくるのではないかと御指摘ですが、この点につきましては全く心配ないと考えています。と申しますのは、内申書、いわゆる調査書ですが、各学年の学年末における評定を記入することになっております。ですから、1年生、2年生の学年末にそれぞれ1回、3年生については、2学期制であれ、3学期制であれ、最後の学年末に1回、2学期制であれ、3学期制であれ、入試等の関係がありますので、3年の評定を出す時期は、2学期制であれ、3学期制であれ、同じということになっております。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 8番、後藤佑君。

議員（8番 後藤 佑君） アンケートの結果、今初めてお聞きしたんですが、私も今、家庭の事情で中学と小学校6年生の子の保護者で今やってますんで、いろんな意味がわかるんですが、このいろんな自由に書かせる部分で、若干に不満を持っている、わからないという面が多々あるかと思いますが、そこら辺がですね、もう少し保護者の方の説明を十分すべきかなという気がいたします。

私も6年の子供の中ですね、子供たちが振り返りカードですか。あれをずっと見てるんですけど、あれは非常にいい仕組みだと思うんですよ。なぜかという、小学校の間はそういうがり勉をさせるわけでもないし、自由に書かせてですね。そして、あと、先生のほうからコメントをいただくというほうが、本当に子供が素直に自分の姿を書いているかなという、表現力ですね。それは1番、今まで先生方がよそから見る通知表だけじゃなくてですね、振り返りカード、子供と先生の意見がどうかなというのが出てくるわけですから、私は小学校の間はあれでいいかなという気がします。ただ、親が余りにも、今、自分方の子さえよからいいという考え方の親が、かなり多いんですね。そこら辺でいろんなものが出てくるのかなという気がします。さっき私も言った、高校に入る内申書の件なんですが、あれも本当に微々たる親の考えではないかなという気がしております。なぜかという、これはスポーツをする推薦枠ですか、推薦枠の中で出てきた話なんで、それからすると確かに、推薦枠の考え方からすると、余り評価が偏ってくるかなという気はします。それも、ほかの中学3年生の親の意見も聞いてみると、やはり心配かなという意見もありましたんで、そこら辺、またもう少し詰めてみたいかなと私も思ってますし、学校のほうも、そういうのもですね、各学校との話し合いをしていただくとありがたいかなと思います。

それと、子供についてはですね、先ほど先生のほうが、教育長のほうが、夏休みの中で、前、時間がですね、最初は夏休み食い込んで授業するというのが出てきましたよね。それが、やはり父兄のあれでなくなりましたよね。そこら辺でですね、今年のように暑ければ、また各学校のですね、今、教室の中でも36度になるうかということは、7月の末ですね。授業中、それと8月、

9月でも、そういう教室の中の温度もかなり高くなって、36度の中で子供の授業、ちょっと無理かなという気もしますんで、そこら辺はちょっと、この質問以外なんですけど、次の学力の向上との関連がありますんでですね。子供に気持ちよく授業を受けさせたいという観点からすると、少し冷暖房も各学校考えんないけんのやないかなという気がせんでもありません。36度の中で、教室ですんで、授業やったって、そげえ、身に入るものじゃないかなと思いますんで。私も今、商売柄、専門の電気関係で、そのエコの電気を使ったいろんなのを今資料を取り寄せてますんで、冷暖房はですね、太陽光発電をもし各学校がかなり割安で取りつけられれば、その太陽光で冷暖房やれば、各学校もできるわけなんで。そういう意味で、この2学期制とか、学力向上とかにも、また跳ね返ってこうかと思いますので。

それで、最後に教育長ですね、この2学期制が県下に普及してないというのは何が理由なのか、ちょっとそれをお聞きいたしたいと思います。

議長（城 美津夫君） 教育長、石尾潤治君。

教育長（石尾 潤治君） それでは、後藤議員さんの2学期制が県下に広がっていかない理由は何かという御質問でございますけれども、いわゆる、これを導入した時期においては、かなり、そのような動きがありましたけれども、ちょうど、あわせて市町村合併が行われました。それで、先ほど米水津の話も出しましたけれども、合併によって、それぞれの市が抱える学校数が非常に多くなったためにですね、このような制度改正というのは、なかなか難しくなったというふうに、私は考えております。大分県では、先ほど課長が言いましたように、義務制ではここの中学校、小学校ですね、日出町だけですか。全国的に2学期制がどのような状況になっているのかということをお調べしますとですね、これは文部科学省の調査でありますけれども、いわゆる21年度に調査をしたんですが、その前の19年度と比較をしておりますので、それをお知らせをしたいというふうに思います。

全国で2学期制を行っている学校がですね、19年度は20.2%、それが21年度には21.8%、学校数でいいますと4,670校ですね。中学校では19年度に21.9%であったのが、21年度は23.0%、学校数でいうと2,280校というふうに、2年間の間にかなりの広がりを見せております。その後、先ほど申しましたように、新しい学習指導要領がスタートして、授業時間数の確保が求められるということになりますと、いろんなマスコミ等の情報を探っていきますと、全国的にはこれがさらに広がっていくのではないかなというふうな予測を書いているのもございました。ちなみに、大分県が学力向上のための、いわゆる優秀県といいますが、先生方を派遣しました秋田県、それから福井県等は2学期制であります。日出の教育委員会、あるいは学校の先生方が行きました秋田県の大仙市ですね、ここでは、やはり、前期、後期。それから福井県福井市あたりは1学期、2学期という呼び方は違いますが、いずれも2学期制を

ひいて、授業時間数の確保に努めているというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 8番、後藤佑君。

議員（8番 後藤 佑君） 全国ではふえているということで、大分県のほうもふえて、同じですね。最終的に何が目的かって、やはり子供たちの健全育成が1番最終な目的なんで、それに努めていただきたいかなと思います。

では、次の質問に移りますが、全国一斉テストについて、今年も例年のように全国一斉テストございましたが、日出の場合は全部実施したと聞いてますけど、ここに質問事項に書いてありますように、やはり父兄としては、やはり成績が一番気になるところなんで。昨年も今年も42番目やったような気を私してるんですが、日出町の実績をお聞きをいたしたいということと、またテストの順位がですね、すべて、その学校や子供のすべてじゃないことは、まず十分承知してはいますが、やはり高校入試などを考えると、父兄とすれば、当然頭の痛い、この結果が気になるところなんで、そこら辺の実態をお知らせしていただきたいことと、また教育委員会として、今後、この成績を上げるのにどういうことをするか。確かに秋田とか、先ほど、言われた福井ですか。私も聞いたところによると、いろんな塾とかですね、そういう絡みでとか、悪い言い方すると、平均点が主なんで、受験をさせない子供もおるとか、いろんな、いろんな資料を見るとですね。そういうことで、これはあんまり当てにならないんだよという書物も見ましたし、そこら辺もですね、教育長のお伺いをいたしたいと思います。

議長（城 美津夫君） 教育長、石尾潤治君。

教育長（石尾 潤治君） 後藤議員の御質問にお答えします。

全国一斉学力調査についてでございますが、本年度ですね、小学校6年生、中学校3年生を対象としました全国学力学習状況調査は従来と異なりまして、抽出による実施を行いました。昨年までは悉皆調査でございましたけれども、今年から抽出ということで。日出町においては、小学校では日出小学校、中学校では南端中学校が抽出されました。残りの学校は、いわゆる希望利用校として、全部このテストを受けたわけでございます。ちなみに大分県は100%の実施率でありました。その結果は新聞に報道されましたが、昨年と同様の40位程度ということです。今回は抽出ですので、はっきりとした順位はこれまでと同じようには出てません。いわゆる概数ということで40位程度という、昨年並みというような報道のようでございます。日出町の実績については、この後、学校教育課長より御回答します。

以上です。

議長（城 美津夫君） 学校教育課長、清家健志君。

教育委員会学校教育課長（清家 健志君） 日出町の実績についての御質問ですが、この8月

30日に各学校には成績のほうで、特に希望利用校の成績は届いて、ようやく日出町の平均点が出たところでございますが、抽出校と希望利用校を合計した日出町の平均正答率を全国平均や県平均と比較しますと、問題の中に知識を問う問題Aと活用力を問う問題Bというのがございます。小学校では、国語A、B、算数A、Bのすべての平均点で全国全県を上回っております。中学校では、国語のA、Bと数学のBにおいて、全国平均、全県平均を上回っています。残念ながら、数学のAのみ県平均は上回りましたが、全国平均にはわずかに届いておりませんでした。またテストの順位に関してですが、教育委員会としましては、テストの順位が学校や子供たちのすべてだとは到底考えておりません。しかしながら、議員さんも今御指摘ありましたように、今の教育には、子供たちに生きる力を育むことが求められております。生きる力というのは、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康体力」の3つの柱から構成されています。その柱の1つである「確かな学力」を保障し、基礎基本の確実な定着を図ることは、将来を担う子供たちにとって大切なことだと考えています。また同様に、他人を思いやる心や生命を尊重する心などの豊かな人間性を育むとともに、近年子供の体力の低下が懸念されていますが、体力の向上を図り、「知・徳・体」のバランスのとれた児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えています。

また、学力向上のこれからの推進といいますか、学力向上に向けてどのような取り組みをするのかという御質問ですが、本年度、学力向上推進計画というのを教育委員会は策定いたしました。ホームページにも載せてあります。一例を申しますと、その中では、特に宿題をふやす云々ではないんですが、教員の指導力を高めていこうということで、教員の指導力の向上ということで、今、うちの日出町教育委員会にも学校教育課に2人の指導主事がいますが、指導主事による学校訪問を年4回以上はしようと。あるいは先生方がお互いに授業を見合う互見授業をやっていこう。あるいは、秋田にも視察に行つてまいりましたが、指導過程に工夫をして、子供たちによりわかる授業、定着するような授業を心がけようというような取り組みもしております。また、この勉強、勉強なんですけど、勉強ができるということにつきましても、当然家庭や地域の御協力が必要でありまして、望ましい、規則正しい生活習慣というのでも欠くことができないと考えています。したがって、その計画の中にも、「10、7、1運動」といって、10時までには寝て、7時までには起きて、朝一杯あるいは1枚の御飯を、あるいはパンを食べようというような生活習慣に関する目標もあわせてですね、推進計画の中には入れて、総合的に子供を育てていくことを考えてるところでございます。

以上です。

議長（城 美津夫君） 8番、後藤佑君。

議員（8番 後藤 佑君） いろんな取り組みをしているということで。それと試験の結果もですね、日出町については、県下、県または全国平均を上回っているのがあるということで、非常

に安心といえますか、さすがに頑張ってるんだなという気持ちですが。先般、ある先生から、今、先生たちも大分に行って、真剣、今、テストテストでしぼられてるという話を聞きまして、大変なんで、大変なんでという、これに受からんと、受からんとというような言い方をする先生もおりますんで、そこら辺は先生たちもお互いに切磋琢磨して頑張っている姿を見たところでございます。

それと、先ほど後ろからやじが飛びましたけど、2学期制の場合、学力が上がってるっていうのも、私なりに上がってるかなという気もしてますんで、今後とも、従前、我々の年代が小学校のときのように、日出町も県下の中で何本か指に入るように、子供たちの学力向上に向けて努力をしていただきたいかなと思いますし、また、もう1つ、この学力向上には欠かせないのが、さきほど、清家先生も言われましたように、体力がないとどうしてもいろんな面でだめだと思imasので、先般、「私の子供は日に焼けるから外に出さないでくださいよ」というような父兄があったっていうけん。私は、そげな子供、学校にやらんでもいいじゃないかって、逆差別みたいなもんなんで。そういう親もですね、おるっちゅうことも、ちょっと残念かなという気がしておりますんで。小学校、中学校のときには日に焼けてもですね、健康が1番だと、体力、健康で体力つくのが、社会人になっても1番のもとだと思imasので、そこら辺を含めて教育をしていただけると大変ありがたいかなと思います。

質問終わります。どうもありがとうございました。

.....
議長（城 美津夫君） 3番、工藤健次君。

議員（3番 工藤 健次君） 3番、工藤健次です。通告書の順に質問をいたします。

はじめに、危機管理体制について、町長にお聞きをします。

第2次日出町行財政改革プランがスタートしたわけですが、早々に納税通知書の発送漏れが発生するなど、これは職員の緊張感の欠如と思われる事案であります。私が検証した結果、クレームのときの電話があったかなどの記録もない状態で、普通は最初の電話で、納税通知書を発送してから、町内であれば、遅くても二、三日で着くわけですが、それを経過してれば、何らかの事故と思うのが自然であり、発送漏れがないか、また、郵便局で事故が発生したのではないかなどと調査すべきであるのに、「もうすぐ着きます」との回答をしており、十数件の問い合わせがあって、やっと異変に気づいたということです。個人情報をおこなうような感覚で取り扱いをしてるといことは、大きな事故や事案が突発的に発生した場合には通常の業務を越えての対応となり、果たして、危機管理体制が十分機能するか、心配になったわけで、現在の危機管理体制がどうなっているのか、お答えを願いたい。

あとの質問は質問席で行います。

議長（城 美津夫君） 総務課長、工藤都四男君。

総務課長（工藤都四男君） 工藤健次議員の危機管理体制についての御質問にお答えします。

まず、現在の日出町の危機管理の中で、風水害、地震、火災などの対応について申し上げますと、日出町の場合、災害対策本部設置要領によりまして、災害対策本部を設置し、災害の規模や緊急性等により、第1次体制から第3次体制まで順次移行していくことになっております。また、本部会議の構成も7つの専門部に分かれ、それぞれの専門部で関係各課の職員が配置されており、本部長である町長を筆頭に災害対策を全庁的に推進していくこととなっております。

このように、自然災害の場合、毎年台風などの発生により対応しておりますので、一つの危機管理体制として確立されたものと考えております。一方、地域において、危機意識を高めるため、自主防災組織の設立を呼びかけたり、防災マップを作成し、各戸に配付することにより、防災情報の提供を行っております。また瞬時に住民に情報伝達できる防災無線の整備を本年度計画しているところであります。

不測の緊急事態の場合等に関して申し上げますと、最近で言いますと、新型インフルエンザ対策や口蹄疫対策がそれに当たろうかと思われませんが、新型インフルエンザ対策に関しましては、役場健康増進課内に本部を設置し、全庁的、部局横断的に取り組みを行いましたが、各種情報の管理の徹底や日出町としての方針を決定するまでの過程など、危機管理の難しさを実感したところであります。

このように、それぞれの事案で町としての対応や、担当する課が違ってまいりますが、先ほども申し上げましたとおり、日出町としての危機管理体制の基本方針としましては、担当課の枠を超えて、全庁的に、かつ部局横断的に役割の分担を行い、対応してまいりたいと考えております。ただ、役場が担っております業務を見回してみますと、各課、各部署において、さまざまな危機が存在します。職員はこれらの発生し得る危機を想定しながら、未然防止策や拡大防止策、またはその対処方法などを検討できるよう、常日ごろから危機意識を持って、その業務に従事するよう心がけなければなりません。そのための職員研修にも積極的に取り組むなどし、職員一人一人の危機管理意識の向上を図ってまいりたいと考えております。また、組織として迅速に対応できる仕組みをつくり上げることも重要であり、危機発生時の対応方法について、部局内の全職員が共通認識を持てるための訓練なども必要であると考えておりますので、今後さらに、総務課を中心にリスクマネジメントの取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 3番、工藤健次君。

議員（3番 工藤 健次君） 今の説明で体制の件はよくわかったんですけども、これから口蹄疫とか、さっき出たように鳥インフルエンザとかですね、それから新型インフルエンザとか、そ

ういうことは発生が予想されるんですけど、台風とかであればですね、事前にある程度予測ができるんですけど、地震とか、さっき言ったように、口蹄疫とか鳥インフルエンザ、こういうのは突発的に起こってくるんで、そういう場合にですね、例えば、訓練とかは実施されてるんですかね。そこら辺をちょっとお聞きします。

議長（城 美津夫君） 総務課長、工藤都四男君。

総務課長（工藤都四男君） 今、工藤議員の御指摘の訓練等につきまして、今現在、それぞれの危機管理においてのマニュアル的、行動計画的なものはできておりますが、机上の上でのそういうマニュアルはできておりますが、実際の行動計画、そういう訓練等が今できてないのが実情でございます。今後さらに訓練を実施するような体制づくりもしていかなければならないと思っております。

議長（城 美津夫君） 3番、工藤健次君。

議員（3番 工藤 健次君） まだ1回も訓練がされていないようなんですけど、なかなかこういう突発的なことは、何回も訓練をしてないと、機能は、机上だけではできないと思うんですね。それで、先ほどの発送漏れの件と同じように、こういうことが起きると町民の方はすごく不安が募ってますね。結局、税務課の納税通知書の発送漏れの件をちょっと調べてみたところ、やはり、後からの対応に、お金、例えば16万円ぐらいかかったということなんですけど、これは切手代等に充ててると思うんですけど、それプラス、それにかかわった人件費とかですね、そこら辺をこうね、換算すると、相当なですね。ちょっとしたことで、そういう金額的なことも発生してくるんですね。ぜひ、この危機管理体制、今言ったように、すばらしく、多分できてると思うんですけど、机上だけに終わるようなことがないように、ぜひですね、何回も訓練をして、機能するようにしていただきたいと思います。

それから先ほど、この行財政改革プランで、特に町長のプランの中にですね、職員のこの意識改革、先ほど熊谷議員の中にも話が出てきたんですけども、とにかく意識改革は、このプランを相当、こうね、時間と会議を重ねて、立派なものに仕上がってると思うんですけど、その1番取っかかりは、とにかく職員の意識の改革がなければ、このプランも実現していかないと思うんで、そこら辺も町長にもう1回ですね、そこら辺の確認をお願いします。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） ただいまの工藤議員の御質問の中で、特におわびも申し上げないといけません。さきの健康保険税の納税通知が非常に問題があって、町民の皆さん方に大変御迷惑をかけ、また議員の皆さん方についても、また御心配、御迷惑をおかけした点については、私は、さっき問題提起がございましたので、この席から改めておわびを申し上げたいと思います。

危機管理と一緒に、非常に似通った面があるわけではありますが、これは職員の意識改革である

とか、そういう問題について、あるいは研修問題というのは、やはり通常のジョブトレーニングといえますか、毎日の、上司が職員等と仕事をする中で、職場内において研修すべきこと。あるいは、先ほどから問題になりました派遣研修であるとか、いろんな問題が総合的にかみ合って遂行されなきゃならんと、そういうふうに思っております。そういう意味からすると、さきの、この納税通知書の未発送ということについては、大変遺憾な事態でありますし、緊張感の欠いた行為だと、そういうふうに思っております、その後庁内でも再三にわたって内部検討を行いました、ここで若干報告させていただきたいと思いますが、関係職員については処分等も行ったところであります。二度とこういうことが起こらないようにという思いを、職員として全員で確認したところでありまして、また、課長会議においても、常日ごろから、そういうことをはっきり伝えておるわけでありまして。まさに、通常勤務の中に緊張感を欠くということになる。いま一つ、私は今回の課題について、大いに、私、今、町全体の問題として取り組んでおりますが、これは何かといいますと、私どもは仕事をする場合の一般的、通常的な職務遂行マニュアルについて欠けてるんじゃないかと、こういう反省であります。したがって、そういうことがないようにですね、それぞれの、今までいろんな、通常もう、10年、20年、何十年と仕事を行ってきた業務においてもですね、いろんな原点に返って顧みると、課題が多々あるわけでありまして、そういうことの見直しを既に始めております。税務課だけでございませんで、各課において見直しを行って、こういうことが再び起こらないように努力を重ねていきたいと思っております。そういう中で、この行財政改革の中で意識改革、あるいは、そのほかの問題について掲げておりますが、そのために、先ほど議会の予算書の中にもありますが、特別専門的な方々に対する職員の研修問題であるとか、職員の評価問題とか、そういう問題について研究していくような体制を整えましたので、ぜひともそういうことがないような形で協力させていただこうと思っております。

特に今回の問題について、先ほど総務課長から危機管理問題に、一般的な問題についてはお答えしましたが、特に今回の事件については、私からも改めておわびと反省をし、また、今後のしっかりした取り組みをさせていただこうと思っております。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 3番、工藤健次君。

議員（3番 工藤 健次君） じゃあ、最後にですね、総務課長にお聞きします。

I S Oとかですね、行政もそういう認証取得をされてるところもあるんですけど、そういうことで、町民の信頼を取り戻すことができるんじゃないかなと思ってるんですけど、そこら辺は考えたことないですか。I S Oの取得とか、そういうことについて。

議長（城 美津夫君） 総務課長、工藤都四男君。

総務課長（工藤都四男君） 御指摘のその件につきましても、自治体として、取り入れることに

ついでの深い検討はしておりませんが、今のところ、具体的に検討を導入するというようなことまでは、考えておりません。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 3番、工藤健次君。

議員（3番 工藤 健次君） 今のところ、訓練もやってなかったし、そういうISOの取得とか、そういうところも検討してないということなんですけど、やはり町民から見れば、役場のほうが変わってきたなということを示さないで、いろんな、こういう問題が起こったときになかなか納得はしてもらえないと思うんで、ぜひ、そこら辺もですね。なかなかISOの取得については、いろいろ、こう問題があつてですね。やれば、すごく、町民により高い品質のサービスを提供するとかですね、そういうことを構築していけると思うんですけども。それにはいろいろ厳しい条件がついてますんで、行政のほうも、そこら辺の厳しい条件をクリアして、そういうことを他の市町村と差別化を図るとか、そういうことを考えていけば、より町民から信頼される役場になってくるんじゃないかなと思います。

それでは、続いてですね、2番目の質問なんですけど、工事関係の予算執行についてお聞きをします。

工事関係の予算執行は年間を通して平均化すべきと思ってるんですけど、下期、特に年度末に工事が集中する構造になってますので、景気や雇用等の問題解決につながっていくものと思われませんが、大胆ですね、そういう構造改革はできないものですかね。町長にお聞きします。今の質問わかりにくかったですかね。下期に工事がこう集中しますよね。それで年間平均して出していくことによって、雇用とか、景気の面とか、つながっていくと思うんですけど。昨年の実態とかを調べてみると、大体下期に、大体60%ですね。それから上期、4月から9月ぐらいに30%ぐらいの工事の状況ですね。それを平均化して出していくというような、そういう構造に変えられないかなということをお聞きします。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 工藤議員の予算執行にかかわってお答え申し上げたいと思います。

私は、景気が非常に低迷する時期であります。したがって、ここ数年来、私は上半期に過半数の発注をできないかということで、ずっとやってきております。今、私の後で都市建設課長から執行状況について御報告をさせていただきたいと思いますが、今回の場合、19年あるいは20年度ぐらい、あるいは21年度とですね、緊急雇用対策であるとか、経済活性化対策だとか、いろんな事業が補正予算そのほかの中へどんどん入ってきて、受け入れをいたしておりますので、そういう意味が過年度になったり、いろんな形でしております。そういうことからすると、ちょっと今、議員御指摘のような状況になっておりますが、基本的な姿勢としては、上半期にかなり

多くの発注を前提にして、後半に行くと。そういうことをしなければ、業者の皆さん方については、前半については遊んでですね、忙しくなったとき、一挙にして、また仕事が消化できないと、こういうことでもありますので、私、年間通して、きちっと、業者の皆さん方の立場も十分考えながら発注していくということが大変重要だと思って、議員御指摘のとおりでありますので。既に、あと内部的には行っておりますが、ここ2年ぐらいの予算執行については、特に、この建設関係予算についてはですね、国等の景気対策の中の受け入れをする関係で、やや、それが思うとおりになってないという点は御指摘のとおりだと思います。ぜひ、こういう関係の執行の状況もですね、都市建設課で御説明いただく中で、おわかりいただくように。大体、平準化して、年間通して執行がなされておるといふ状況は、おわかりいただけたと思います。

以上です。

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 工藤健次議員の御質問にお答えいたします。

今、町長のほうから、骨格につきましては御説明がりましたが、数字的に御説明できる範囲、御説明したいと思います。

工事関係の予算執行につきましては、年間を通じて平準化を目指しまして、第1四半期は比較的工期の長い大型事業の発注等に心がけ、また、第2四半期につきましては学校関係の事業等、夏休み期間にできるだけ工事ができるようにということで、発注するように心がけ、また、第3四半期までには道路改良事業等の発注を終わらせるように努力はしております。また、第4四半期、1、2、3月なんですけども、道路、特に維持等を中心とした工事規模につきましては、若干小さな事業を発注しているところでございます。

平成21年度の実績を顧みますと、都市建設課が公共施設等で発注・契約事務を行いました主な工事及び委託事業の発注状況は、総契約額約5億8,400万円のうち、第1四半期には16件で契約金額は1億1,100万円、率にしますと19%でございました。第2四半期は20件で契約金額は1億6,100万で28%、第3四半期が28件で1億8,400万円で31%、第4四半期が件数にして30件で1億2,800万円で率にしまして22%でございました。発注件数を見ますと、第4四半期につきましては、第1四半期と比べて、およそ倍の件数にはなっておりますけども、契約金額から見ますと、四半期ごとにつきましては、おおむね平準化していると考えられております。本年度事業につきましては、昨年度、緊急経済対策等としまして予算化をいただきました「きめ細やかな交付金事業」につきましては、当課が担当している事業については、8月末時点で、件数では半分50%、事業費につきましては62%の発注を行っているところでございます。また、補助事業を除きます道路改良工事については、件数、事業費とも現状約70%発注を終えているところでございます。ほかにつきましても関係者等の調整を

行っていますので、引き続き発注手続きを早期に進めてまいりたいと思います。全体的な、構造的な公共工事の予算削減に伴います建設事業費の激減につきましては、地方の景気とか、雇用に大きな影響を与えていますが、それだけに、限りある財源の中で、効果的な執行を今後も念頭におきまして、工事の執行につきましては、議員さんがおっしゃられるように、平準化を目指し、早期発注、早期完成を目指していきたいと思っております。

議長（城 美津夫君） 3番、工藤健次君。

議員（3番 工藤 健次君） ちょっと、今、説明を受けたんですけども、都市建設課のほうでいろいろ聞いてみると、なかなか平準化になってないですね。話は役所の都合的な話になってるんですね。そこら辺を、ぜひ、改革をしてもらってですね。やはり4月からですね、さっき町長が言われたように、雇用の面とか、いろいろあるんで、3月までは忙しかったときは、たくさん人入れてですね、4月からなくなってくると、そういうね、余分な人たちはカットされて、また失業していく状態になるんでですね。できるだけ、もう4月からでも出していくと。それから景気対策で、去年もおととしも多分国のほうは出してるんで、そういう環境もあるんで、早目、早目に出して行ってですね、そういう雇用の面とか、それから景気の面とかですね、そこら辺を改善していけるように、ぜひ、お願いをしたいと思います。

じゃ、これで私の質問を終わります。

.....
議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） 5番、田原忠一でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

議員も執行部もみんなお疲れですので、早く終わりたいので、よろしく申し上げます。

暘谷高校の跡地について、2つの企業が進出しますが、これから、城下かれい祭り、産業祭、ザビエルの道と行事が続きます。今まで当地は駐車場として利用してましたが、その代替地はどこに考えてるのでしょうか。

次の質問は質問席から質問します。（発言する者あり）

議長（城 美津夫君） 通告にございませんが、執行部のほう答弁のほうは。 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 田原忠一議員から、お話は、駐車場の問題についてお話がありましたので、お答え申し上げたいと思います。

ただいまから、今、高校跡地の一部については電機関係の立地と、あるいはまた、もう1つについてはホテル関係の立地と、こういうことになって。いずれ工事が始まりますと、駐車場に使っていただいた皆さん方については、大変、既得権があったということからすれば、また、ある

意味で御迷惑をかけるわけでありまして。そういう意味からすると、暘谷高校の中に、一部に駅前広場というスペースを確保しております。それから、今、歯医者さんができている、この南側の地域については、一部町有地がございます。こういう問題に、この土地について、若干、荒整地をいたしまして、当面の間の駐車場対策として考えておりまして、できるだけ早い機会に地ならしをして、車だけでもとめられるような形に考えていきたいと、そういうふうに思っております。

これは工事が始まりますと、下の段だけといいますか、昔のグラウンド跡地だけになります。グラウンド跡地がいつまでかという、ちょっと何とも申しかねますが、いずれにしても、将来は駐車場対策として町が考えてまいらないといかん。正式には、駅前公共駐車場というものを考えていくという計画であります。これはあくまで計画の段階でございますので、御了承いただきたいと思っております。

以上です。

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） 駐車場が少なくなると、近郊の人は電車を利用しなきゃいけなくなります。そのためには暘谷駅を中央に移す考えはございませんか。現在のところ、北側、道路側で非常に危険です。

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） これもまさに御指摘のとおりでありまして、先だって、私がJRの大分支社長等にお目にかかりに行きましたときでも、道路を利用した面、道路と駅との連結した形での利用は大変課題があるということでもありますので、私は、今申し上げたように、駅前広場という一部のスペースを確保しておりますから、そういうところを中心に駅を配置するという構想で今検討させていただいております。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。（「議長、進行」と呼ぶ者あり）

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） 暘谷駅、特急をとめるという話があるんですが、大分空港に行くには日出が1番便利がいいと思うんです。そのために、空港、県、商工会を一体となって、力になって協力するつもりはありませんか。

議長（城 美津夫君） 企画振興課長、吉良正英君。

企画振興課長（吉良 正英君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

特急の停車ということでございますが、JR駅周辺は、先ほどから御案内のとおり、日出町の中心的な位置として、これから日出町の玄関口として期待されるところでございます。周辺整備を含め、私ども検討委員会を設けて、今、早急な計画案を今練って、JR側と協議するよう、今、

やっているところでございます。

ところで、この特急の電車につきましてですね、我々もJR側と協議をした経過がございますが、現在の暘谷駅の鉄道の軌道勾配というのが1千分の15.2というふうになっております。これ規則がありまして、普通鉄道構造規則の第17条によりまして、列車の停止区域における本線路の勾配は1千分の10以下の勾配と定められているということでございまして、これを満たすためには、大規模な改修などが必要となりますので、早急な実現というのは、今現在難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） 上り下り両方するから難しいんで、上り線だけ改良すりゃいいんじゃないかと思いますが。（笑声）いかがですか。

議長（城 美津夫君） 企画振興課長、吉良正英君。

企画振興課長（吉良 正英君） 田原議員さん、大変すばらしいアイデアであると思いますが、JR側は非常に安全性を重視いたしてございまして、左右が違うホームというのは余りにも考えられないというようなことであります。ちょっと大きい駅ではございませんので、工事をする場合は1回でやるというか、そういった形になるのではないかというふうに考えております。

以上であります。

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） それでは、次に移ります。

的山荘の埋蔵品っていうんですか、貯蔵品ですか、お宝ですか。これは調査に3年以上かかるということですが、もう3カ月も4カ月もたってますが、少し発表したらどうですか。どういう商品があるのか。

議長（城 美津夫君） 商工観光課長、工藤要一君。

商工観光課長（工藤 要一君） ただいまの田原忠一議員の御質問にお答えいたします。

現在、蔵の 蔵の中の所蔵品のことですね。はい。蔵の所蔵品につきましては、調査が今続行中でございます。中間発表はするのですかということですが、的山荘の別棟、蔵の中の所蔵品につきましては、以前の定例会においても御報告いたしましたとおり、所有者の意向を受けて、現在も引き継いで所蔵品、資料の調査、それから整理を今続行中でございます。現在、その進捗状況は約70%程度であります。したがって、23年度、来年度中には所蔵品の最終確認と目録の作成を終了したいというふうに思っているところでございます。

なお、調査状況の中間報告ということでございますけども、これにつきましては、所有者と協議の上、承諾が必要な部分もございまして、その報告等につきましては、今後、検討させてい

ただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） 次の質問に移ります。

赤山信号機の件ですが、上仁王から出てくる道路、団地から仁王に入る道路、団地から抜けると対向車線に出ます。町長、都市建設課長、現場に行ったことがありますか。ありますか。

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 田原忠一議員の御質問にお答えします。

今、昨年度、完成しました赤山交差点に行かれたことはありますかということでございます。はい。現場には赴きました、行きました。それで、ここに通告にあります内容についても調査させていただきました。上仁王方面の道路が狭いので、団地からおりてきて左折するとき苦労しますという通告をいただいております。その件について、若干の御回答をいたします。

昨年度、町道赤山仁王線につきましては、交差点の改良及び信号機の設置を行ってきたところでございます。当交差点の改良に当たりましては、工事に先立ちまして、大分県の公安委員会ともあらゆる角度からの進入、そういった車両等についても安全性等につきましては十分協議を行って、了解をいただいた中で実施してきたところでございます。今後につきましては、通過交通量や車両形状等の著しい変化等が生じた場合等につきましては、より安全性を確保するためにも調査・検討を行わなければならないと思っております。また当交差点の国道10号線よりも、まだ約70メートルの未改良区間もございます。当区間も含めまして、引き続き路線の改良計画等につきましては、行って、努力を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） 町長のいう、地域住民の安心安全な生活、密着した道路をつくるという町長の目的に、反してるんじゃないかと思って、私は言ったんですが、町長、どうでしたか。（笑声）

議長（城 美津夫君） 町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） 私もつい数日前、拝見をいたしました。洲崎新田線の佐尾地区に進入する場合の、下りてきてですね、上仁王のほうに左に行く道については、私は位置としては西、北部分になると思いますが、やや、左折する場合に山形カーブになっておりますので、ちょっと急なカーブになりますので、カーブする前に相手車線に行く可能性があります。向こうからするとですね。ですから、向こうから、上仁王区のほうから出る路線との、非常に、ちょっとですね、道幅はそうでもないんですが、一方が山形カーブになってるために車が曲がりにくいとい

うところが十分あると思います。したがって、十分、その点については、今、課長からお話がありました。調査して、ちょっと一般的カーブからすると、私はきついカーブだろうと。きついというか、山形カーブになって。そういうことからすると、やはり、事故の起こる可能性もありますので、それは十分私も、十分都市建設課も調査しておりますので、私も承知しておりますので、できるだけ早い機会に検討させていただきたいと思います。

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） あそこにお稲荷さんか、お弘法様ですか、水神さんですか、何かアスファルトの真ん中に人形があるんですが、あれはあのままでいいんですか。（笑声）

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 現地のほうにもともとありました水神さんを、今度の改良で動かす際に関係者の方々と十分相談しながら、移す前のお祭り、それから設置場所等につきまして、御相談を行った上、今のところがよかろうというところの御了解をいただいた中で、動かしております。また、毎日あそこの世話をさせていただく地域の方もおられるみたいなので、できるだけ、そういった方々に便利のいいところということで、協議の中で、今のところに設置させていただきました。御理解をよろしくお願いします。

議長（城 美津夫君） 5番、田原忠一君。

議員（5番 田原 忠一君） あれは水神さんであって、湧水が出てたところにあっただんです。だから、あそこはカンカン照りで、暑いところに置いといていいものか、どうか。もう一度、課長。（笑声）

議長（城 美津夫君） 都市建設課長、川西求一君。

都市建設課長（川西 求一君） 今年は特別暑うございます。先ほども議員さんがおっしゃられたとおり、もともとあそこには湧水がございますので、湧水の処理につきましては、工事の際に十分留保して、その湧水を活用するようにさせていただきました。

それから、水神さんも暑かろうということではございますけども、何とか、地域の皆さん、関係者の皆さんで、できるだけお参りしていただく方が便利でいい場所ということで、選定させていただきましたので、その面につきましては何分にも御理解をいただきたいと思っております。

議員（5番 田原 忠一君） 終わります。

議長（城 美津夫君） これで一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（城 美津夫君） お諮りします。以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4 時30分散会